

平成31年3月定例市議会

単行議案 参考資料

議第17号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	1P	議第28号	宮津市行政財産使用料条例の一部改正について…	45P
議第18号	財産区管理委員の選任について……………	2P	議題29号	宮津市消防団条例の一部改正について……………	49P
議第19号	字の区域及び名称の変更について……………	3P	議第30号	宮津市観光交流センター条例の一部改正について…	52P
議第20号	市有地の処分の一部変更について……………	4P	議第31号	宮津市天橋立ユース・ホテル条例の廃止について	54P
議第21号	宮津市地域ささえあいセンターの指定管理者の指定について……………	6P	議題32号	宮津市国民健康保険税条例の一部改正について……	55P
議第22号	宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の変更について……………	7P	議第33号	宮津市地区計画区域区内における建築物の制限に関する条例の制定について……………	62P
議第23号	宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について……………	10P			
議第24号	宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について……………	12P			
議第25号	宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について……………	15P			
議第26号	宮津市職員の旅費に関する条例等の一部改正について	19P			
議第27号	宮津会館条例等の一部改正について……………	27P			



議案参考資料
平成31年3月定例会

議第17号

人権擁護委員候補者の推薦について

人事案件

区分

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

法務大臣から委嘱されている宮津市における人権擁護委員7名のうち、3名の任期(3年)が、6月30日で満了となるため、その後任候補者を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるもの。

◆提案の概要

氏名	生年月日	住所	任期	再任・新任の別
おおもり ひなこ 大森 日向子	昭和26年8月11日	由良11158	平成31年7月1日～ 平成34年6月30日	再任
きむら よしこ 木村 佳子	昭和28年7月13日	溝尻276-1	平成31年7月1日～ 平成34年6月30日	新任
もりがき たかこ 森垣 孝子	昭和29年2月14日	島崎2039	平成31年7月1日～ 平成34年6月30日	新任

◆参考(在任中の委員)

氏名	任期
佐々木正博	平成29年1月1日～平成31年12月31日
泉和美	平成30年1月1日～平成32年12月31日
森島順子	平成30年1月1日～平成32年12月31日
関野掲司	平成31年1月1日～平成33年12月31日

【みやびビジョンとの整合】

基本施策

重点戦略

【政策等の背景・提案までの経過】

人権擁護委員は、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)に基づいて、法務大臣が委嘱し、全国の市町村に配置される公職。国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置を講ずるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをその使命とする。

※提案の根拠法令(人権擁護委員法)
(委員の推薦及び委嘱)

第6条第3項 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

添付資料

企画政策課 人権啓発係(45-1615)

議第17号

議案参考資料
平成31年3月定例会

議第18号

財産区管理委員の選任について

人事案件

区分

【提案の概要】

◆提案の要旨・目的
財産区管理委員の任期(4年)が、世屋財産区の1名について平成31年3月2日で満了となるため、委員の選任について財産区管理会条例第3条第1項の規定により議会の同意を求めらるもの。

◆提案の概要

○選任予定者の人数
世屋財産区管理会：1名

○任期
世屋財産区 平成31年3月3日～平成35年3月2日：4年間

○選任予定者
世屋財産区

氏名	生年月日	住所	任期	再任・新任の別
みまぐち へいいちろう 溝口 兵一郎	昭和19年2月14日	松尾1329番地の1	H31. 3. 3～ H35. 3. 2	再任

◆提案の根拠法令(財産区管理会条例)
(委員の選任)

第3条 委員は、当該財産区の区域内に引き続き3月以上住所を有する者で、宮津市の議会の議員の被選挙権を有するもの(以下「被選挙権を有する者」という。)の中から、当該財産区においてあらかじめ選定した者を市長が議会の同意を得て選任する。

【みやびビジョンとの整合】

基本施策 — 重点戦略 —

【政策等の背景・提案までの経過】

※財産区について
7財産区(上宮津、由良、栗田、吉津、世屋、養老、日ヶ谷)
財産区管理会の委員定員は各7名、任期は4年間

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

農山漁村振興課 産業基盤係 (45-1627)

添付資料

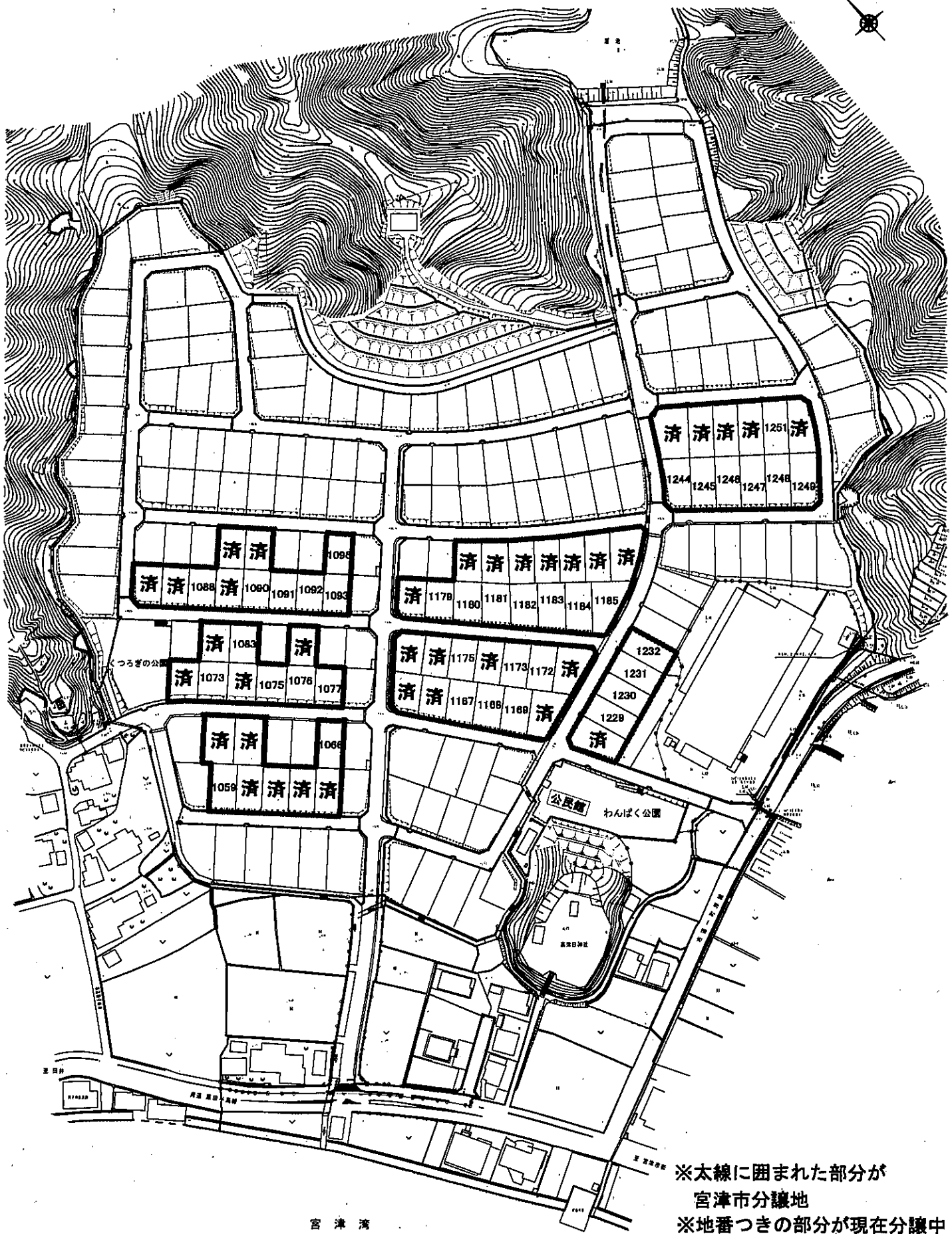
議案参考資料
平成31年3月定例会

議案第19号	字の区域及び名称の変更について	その他
<p>【提案の概要】</p>		
<p>◆提案の趣旨・目的 国土調査法に基づき、平成28年度に実施した地籍調査事業に関わって、江尻地区の一部及び難波野地区の成果の認証請求手続が行える状態に至ったことから、これに伴い、字の区域及び名称の変更を行う必要があるため、地方自治法第260条第1項の規定により議決を求めもの。</p> <p>◆提案の概要 議案別紙「字の区域及び名称の変更調書」のとおり。</p> <p>◆提案の根拠法令（地方自治法） （市町村区域内の町又は字の区域） 第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。</p> <p>2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しななければならない。</p> <p>3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。</p>		
<p>【市民参加の状況】</p>		
<p>【政策等の効果及び費用】</p>		
<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>		
<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <p>《地籍調査に係る字変更等手続の流れ》 ○平成28年度に江尻地区の一部・難波野地区の地籍調査を実施 調査面積 43ヘクタール 調査筆数 調査前2,238筆→調査後1,779筆 ○今回、調査の成果の認証手続に向けた整理が完了 ○字の区域及び名称の変更について市議会に上程・議決 ○京都府知事へ地籍調査成果の認証請求手続 ○京都府知事から国土交通大臣へ承認の手続 ○認証の京都府公告と同日付けで字変更決定の宮津市告示→効力発生</p> <p>担当課・係 添付資料 総務課 行政係(45-1602)</p>		

議案参考資料
平成31年3月定例会

議第20号	市有地の処分の一部変更について	区分	その他				
<p>【提案の概要】</p>							
<p>◆提案の趣旨・目的 平成17年3月17日議会の議決を経たつつじが丘団地宅地分譲用地としての市有地の処分の処分に於いて、未処分の当該用地に係る処分価格を変更するもの。</p> <p>◆提案の概要 平成17年から販売している市有地のつつじが丘団地宅地分譲用地の未処分地37区画、7,941.7㎡、309,009千円の処分価格を172,680千円に変更</p>							
<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <p>■平成16年12月 つつじが丘団地内の宮津市獅子崎土地区画整理組合所有の保留地73区画に係る土地取得について、議会の議決</p> <p>■平成17年3月 当該73区画の処分に於いて、議会の議決</p> <p>以後、販売を開始し、36区画、7,750.42㎡、304,739千円の処分済</p>							
<p>【市民参加の状況】</p> <p>■つつじが丘自治会：71世帯数、210人定住 (平成30年3月31日時点)</p>							
<p>【政策等の効果及び費用】</p> <p>■宅地分譲用地の販売価格を不動産鑑定評価額に合わせることによる販売促進を図り、当該地域への移住定住が推進される。</p>							
<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>							
<p>【みやびビジョンとの整合】</p> <table border="1" data-bbox="1257 107 1331 2101"> <tr> <td>基本施策</td> <td>—</td> <td>重点戦略</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>担当課・係 観光定住課 定住まちづくり係 (45-1607)</p> <p>添付資料 ・つつじが丘団地宅地分譲地位置図</p>				基本施策	—	重点戦略	—
基本施策	—	重点戦略	—				

つつじが丘団地宅地分譲地 位置図



※太線に囲まれた部分が
宮津市分譲地
※地番つきの部分が現在分譲中

宮津湾

議案参考資料
平成31年3月定例会

議第21号	宮津市地域ささえあいセンターの指定管理者の指定について	区分	その他
【提案の概要】			
<p>◆提案の趣旨・目的 宮津市地域ささえあいセンターの設置に伴う公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めもの。</p> <p>◆提案の概要 ○指定管理施設：宮津市地域ささえあいセンター 指定管理者：社会福祉法人宮津市社会福祉協議会 指定期間：3年間 指定管理料の取扱い：年間の指定管理料を設定し、実績に応じて変更する。(不足は補填しない、余剰は減額) 事業計画における事業：ボランティア振興事業</p>			
◆提案の根拠法令(地方自治法) (公の施設の設置、管理及び廃止) 第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づき政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。 2～5 (略) 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 7～11 (略)			
【市民参加の状況】			
【政策等の効果及び費用】			
【他の自治体の類似する政策との比較】			
担当課・係 地域福祉介護課 地域福祉係 (45-1618)		添付資料	
【みやづビジョンとの整合】		基本施策	
重点戦略		—	

議案参考資料

平成31年3月定例会

議案参考資料 議案第22号	宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の変更について	宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の変更について	議案第22号	宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の変更について	その他				
<p>【提案の概要】</p>									
<p>◆提案の趣旨・目的 宮津市・与謝野町2町で共同設置している障害者介護給付費等支給認定審査会の事務局が与謝野町に変更されることに伴い、規約を変更するもの。</p> <p>◆提案の概要 事務局の変更 「宮津市」を「与謝野町」に変更する。</p> <p>◆施行日 平成31年4月1日</p>									
<p>宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会</p> <p>○目的 障害福祉サービス利用者の障害支援区分の審査と判定を行う。</p> <p>○設置年月日 平成18年4月1日</p> <p>○業務 ①法に規定する介護給付に係る障害支援区分の審査及び判定 ②市町の支給要否決定等にあたる者の意見</p> <p>○委員 障害福祉の学識経験を有する者 5名</p> <p>○運営 宮津市、伊根町及び与謝野町の共同設置</p> <p>○運営経費 1市2町の負担金</p> <p>○事務局 平成31年4月1日～平成33年3月31日 与謝野町 (審査会設置時の申し合わせにより、事務局は宮津市と与謝野町で2年ごとの持ち回りとしている。)</p> <p>○設置根拠 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第15条</p>									
<p>【市民参加の状況】</p>									
<p>【政策等の効果及び費用】</p>									
<p>【予算額】 障害支援区分認定審査会運営費負担金 529千円</p>									
<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>									
<p>【みやびビジョンとの整合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1109 176 1220 347">基本施策</th> <th data-bbox="1109 347 1220 515">重点戦略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1109 176 1220 347">-</td> <td data-bbox="1109 347 1220 515">-</td> </tr> </tbody> </table>						基本施策	重点戦略	-	-
基本施策	重点戦略								
-	-								
<p>担当課・係 社会福祉課 障害福祉係 (45-1622)</p>									
<p>添付資料 ・新旧対照表</p>									

宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の変更について

No. 1

新 旧		対 照 表	
現 行	旧	改 正	案
第1条 略		第1条 略	
第2条 略		第2条 略	
(執務場所)		(執務場所)	
第3条 審査会の執務場所は、京都府宮津市宇柳繩手345番地の1宮津市役所内とする。	第3条 審査会の執務場所は、京都府宮津市宇柳繩手345番地の1宮津市役所内とする。	第3条 審査会の執務場所は、京都府与謝郡与謝野町宇加悦433番地与謝野町役場加悦庁舎内とする。	
第4条 略		第4条 略	
(委員の選任方法)		(委員の選任方法)	
第5条 審査会の委員は、共同設置市町の長が協議して定める委員の候補者について、宮津市長がこれを選任する。	第5条 審査会の委員は、共同設置市町の長が協議して定める委員の候補者について、与謝野町長がこれを選任する。	第5条 審査会の委員は、共同設置市町の長が協議して定める委員の候補者について、与謝野町長がこれを選任する。	
2 審査会の委員に欠員が生じたときは、宮津市長は、速やかにその旨を伊根町及び与謝野町（以下「関係町」という。）の長に通知するとともに、前項の例により審査会の委員を選任するものとする。	2 審査会の委員に欠員が生じたときは、宮津市長は、速やかにその旨を伊根町及び与謝野町（以下「関係町」という。）の長に通知するとともに、前項の例により審査会の委員を選任するものとする。	2 審査会の委員に欠員が生じたときは、与謝野町長は、速やかにその旨を宮津市及び伊根町（以下「関係市町」という。）の長に通知するとともに、前項の例により審査会の委員を選任するものとする。	
(職員の定数)		(職員の定数)	
第6条 審査会の事務を補助する宮津市の職員の定数は、共同設置市町の長が協議して定める。	第6条 審査会の事務を補助する宮津市の職員の定数は、共同設置市町の長が協議して定める。	第6条 審査会の事務を補助する与謝野町の職員の定数は、共同設置市町の長が協議して定める。	
(負担金)		(負担金)	
第7条 審査会に関する共同設置市町の負担金の額は、共同設置市町の長がその協議により決定しなければならない。	第7条 審査会に関する共同設置市町の負担金の額は、共同設置市町の長がその協議により決定しなければならない。	第7条 審査会に関する共同設置市町の負担金の額は、共同設置市町の長がその協議により決定しなければならない。	
2 関係町は、前項の規定による負担金を宮津市に交付しなければならぬ。	2 関係町は、前項の規定による負担金を宮津市に交付しなければならぬ。	2 関係市町は、前項の規定による負担金を与謝野町に交付しなければならぬ。	
3 前項の負担金の交付の時期については、共同設置市町がその協議により定める。	3 前項の負担金の交付の時期については、共同設置市町がその協議により定める。	3 前項の負担金の交付の時期については、共同設置市町がその協議により定める。	

宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の変更について

No. 2

新 行	対 照 表
現	改 正 案
<p>(予算)</p> <p>第8条 審査会に関する宮津市の予算は、これを一般会計とする。</p> <p>(決算報告)</p> <p>第9条 宮津市長は、審査会に関する決算を宮津市議会の認定に付したときは、当該決算を、関係町の長に報告しなければならない。</p> <p>第10条 略</p> <p>(委員の身分の取扱いに関する条例、規則その他の規程)</p> <p>第11条 宮津市は、審査会の委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定又は改廃する場合には、あらかじめ関係町と協議しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による条例、規則その他の規程を、宮津市が制定又は改廃したときは、関係町の長は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第12条 略</p>	<p>(予算)</p> <p>第8条 審査会に関する与謝野町の予算は、これを一般会計とする。</p> <p>(決算報告)</p> <p>第9条 与謝野町長は、審査会に関する決算を与謝野町議会の認定に付したときは、当該決算を、関係市町の長に報告しなければならない。</p> <p>第10条 略</p> <p>(委員の身分の取扱いに関する条例、規則その他の規程)</p> <p>第11条 与謝野町は、審査会の委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定又は改廃する場合には、あらかじめ関係市町と協議しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による条例、規則その他の規程を、与謝野町が制定又は改廃したときは、関係市町の長は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第12条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>2 平成30年度の決算については、改正後の第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>

議案参考資料
平成31年3月定例会

議案第23号	宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	区分	条例の改正
【提案の概要】			
<p>◆提案の趣旨・目的 働き方改革における長時間労働の是正に関し、国家公務員において、超過勤務における上限設定等が行われることから、本市においてもこれに準じ、超過勤務に係る上限設定等を行うもの。</p> <p>◆提案の概要 ■ 正規の勤務時間以外の時間における勤務 ○ 正規の勤務時間以外の時間における勤務について、必要な事項を規則で定めるもの。 【規則で定める主な内容】 ・ 超過勤務の上限（1箇月45時間、1年360時間など） ・ 他律的業務（業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務）の比重が高い部署における対応 ・ 災害対応等の緊急を要する場合の対応 など</p> <p>◆ 施行日 平成31年4月1日</p>			
【政策等の効果及び費用】			
【他の自治体の類似する政策との比較】			
【みやびビジョンとの整合】			
基本施策	-	重点戦略	-
担当課・係		添付資料	
総務課 職員係（45-1603）		・新旧対照表	

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～9条 略</p> <p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 任命権者は、市長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の別に定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</p>	<p>第1条～9条 略</p> <p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 任命権者は、市長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の別に定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>3 <u>前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>
<p>第9条～18条 略</p>	<p>第9条～18条 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>

議案参考資料
平成31年3月定例会

議第24号	宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	区分	条例の改正												
<p>【提案の概要】</p>															
<p>◆提案の趣旨・目的 厳しい財政状況に鑑み、市長、副市長及び教育長の給与の引下げを行うもの。</p> <p>◆提案の概要 ■市長等特別職の給与の引き下げ (本来の月額給料) (引き下げ後) (引き下げ率)</p> <table border="1" data-bbox="446 1120 638 2016"> <tr> <td>○市長</td> <td>900,000円</td> <td>→ 720,000円</td> <td>△20%</td> </tr> <tr> <td>○副市長</td> <td>730,000円</td> <td>→ 584,000円</td> <td>△20%</td> </tr> <tr> <td>○教育長</td> <td>660,000円</td> <td>→ 528,000円</td> <td>△20%</td> </tr> </table> <p>◆施行日 平成31年4月1日</p>				○市長	900,000円	→ 720,000円	△20%	○副市長	730,000円	→ 584,000円	△20%	○教育長	660,000円	→ 528,000円	△20%
○市長	900,000円	→ 720,000円	△20%												
○副市長	730,000円	→ 584,000円	△20%												
○教育長	660,000円	→ 528,000円	△20%												
<p>【政策等の効果及び費用】</p> <p>○給料引下げに伴う影響額見込み △7,804千円</p>															
<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p> <p>【みやびビジョンとの整合】</p> <table border="1" data-bbox="1244 1075 1340 2083"> <tr> <td>基本施策</td> <td>—</td> <td>重点戦略</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>担当課・係 総務課 職員係 (45-1603)</p> <p>添付資料 ・新旧対照表</p>				基本施策	—	重点戦略	—								
基本施策	—	重点戦略	—												

第1条関係

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

現	新	旧	対	照	表	改	正	案
<p>附 則 1～10 (略)</p>								
						<p>附 則 1～10 (略)</p> <p>11 <u>平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間、第3条の規定にかかわらず、市長の給料は月額720,000円とし、副市長の給料は月額584,000円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。</u></p>		
						<p>附 則 <u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>		

第2条関係

宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

対照表		改正案
現	新行	
附則 1～7 (略)		附則 1～7 (略) 8. <u>平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間、第3条の規定にかかわらず、給料は月額528,000円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。</u> 附則 <u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u>

議案参考資料
平成31年3月定例会

議第25号

宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部改正について

条例の改正

区分

【提案の概要】

- ◆提案の趣旨・目的
宮津市一般職職員の給与改定を踏まえ、非常勤嘱託職員の報酬を増額改定するもの。
- ◆提案の概要
 - 非常勤嘱託職員報酬の増額改定
労働者性の高い職種(非常勤嘱託職員)について、平成30年の宮津市一般職職員の給与改定に準じて、報酬額を改定。(平均改定率 +0.6%)
 - 専門的知識を有する職の嘱託員
(現行) 月額160,200円 → (改正後) 月額161,100円
月額147,900円 → 月額148,800円
月額143,400円 → 月額144,300円
月額138,300円 → 月額139,300円
 - その他の嘱託員
など

◆施行日 平成31年4月1日

【政策等の背景・提案までの経過】

- 非常勤嘱託職員報酬
平成14年度～平成28年度 報酬額据置
宮津市一般職職員給与の改定に準じて
報酬額改定 (平均改定率 +1.0%)
平成29年度 宮津市一般職職員給与の改定に準じて
報酬額改定 (平均改定率 +0.6%)
平成30年度 宮津市一般職職員給与の改定に準じて
報酬額改定 (平均改定率 +0.6%)
- 宮津市一般職職員給与の改定状況 (H30年度)
給料…平均改定率 +0.2%

【政策等の効果及び費用】

- 非常勤嘱託職員報酬の改定に伴う影響額見込み 2,000千円
※ 全会計年間ベース

【他の自治体の類似する政策との比較】

【みやびビジョンとの整合】

基本施策 — 重点戦略 —

担当課・係 添付資料

総務課 職員係 (45-1603) ・新旧対照表

宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

新旧対照表

現 行		改 正 案	
別表 (第2条関係)	区分	別表 (第2条関係)	区分
(1)～(87) 略		(1)～(87) 略	
(88) 地区連絡所職員	月額 73,500円	(88) 地区連絡所職員	月額 74,400円
(89) 電話交換手	同 135,900円	(89) 電話交換手	同 137,200円
(90) 日直職員	日額 7,100円 (年末年始の休日に勤務する場合は、13,800円)	(90) 日直職員	日額 7,200円 (年末年始の休日に勤務する場合は、14,000円)
(91) 登記事務員	月額 85,500円	(91) 登記事務員	月額 85,900円
(92) 杉末会館長	同 160,200円	(92) 杉末会館長	同 161,100円
(93) 杉末会館指導員	同 143,400円以内	(93) 杉末会館指導員	同 144,300円以内
(94) 杉末児童館児童厚生員	同 92,200円	(94) 杉末児童館児童厚生員	同 92,900円
(95) 火葬場作業員	同 170,200円以内	(95) 火葬場作業員	同 171,100円以内
(96) 放課後児童クラブ指導員	同 138,300円以内	(96) 放課後児童クラブ指導員	同 139,300円以内
(97) 消費生活相談員	同 114,700円	(97) 消費生活相談員	同 115,500円
(98) 建築士	同 203,000円	(98) 建築士	同 203,500円
(99) 総括指導主事	同 164,200円	(99) 総括指導主事	同 165,300円
(100) 指導主事	同 146,100円	(100) 指導主事	同 147,300円
(101) 適応指導教室相談員	月額146,100円又は時間額1,030円	(101) 適応指導教室相談員	月額147,300円又は時間額1,040円
(102) 特別支援教育支援員	時間額 1,030円	(102) 特別支援教育支援員	時間額 1,040円
(103) 部活動指導員	同 1,600円	(103) 部活動指導員	同 1,600円
(104) 社会教育指導員	月額 146,100円	(104) 社会教育指導員	月額 147,300円

(105) 人権教育指導員	同 146,100円
(106) 学校等事務員	同 132,400円以内
(107) 学校等用務員	同 125,400円
(108) 学校給食調理員	同 125,400円
(109) 招致外国青年	1年目 月額 280,000円 2年目 月額 300,000円 3年目 月額 325,000円 4年目及び5年目 月額 330,000円
(110) 幼稚園長	月額 146,100円
(111) 図書館長	同 146,100円
(112) 移動図書館車運転手	日額5,500円又は時間額1,100円
(113) 浄水場管理人	月額 69,500円以内
(114) 浄水場夜間管理人	時間額 最低賃金法第7条の規定により許可を受けた減額後の最低賃金額
(115) 専門的知識を有する職の嘱託員	月額 160,200円、147,900円又は143,400円
(116) その他の嘱託員	同 138,300円以内
(117) 第60号から前号までに掲げる者以外の者で、顧問、参与、調査員等	任命権者が市長と協議して定める額

(105) 人権教育指導員	同 147,300円
(106) 学校等事務員	同 133,500円以内
(107) 学校等用務員	同 126,600円
(108) 学校給食調理員	同 126,600円
(109) 招致外国青年	1年目 月額 280,000円 2年目 月額 300,000円 3年目 月額 325,000円 4年目及び5年目 月額 330,000円
(110) 幼稚園長	月額 147,300円
(111) 図書館長	同 147,300円
(112) 移動図書館車運転手	日額5,600円又は時間額1,120円
(113) 浄水場管理人	月額 69,500円以内
(114) 浄水場夜間管理人	時間額 最低賃金法第7条の規定により許可を受けた減額後の最低賃金額
(115) 専門的知識を有する職の嘱託員	月額 161,100円、148,800円又は144,300円
(116) その他の嘱託員	同 139,300円以内
(117) 第60号から前号までに掲げる者以外の者で、顧問、参与、調査員等	任命権者が市長と協議して定める額

備考

1～4 略

備考

1～4 略

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案参考資料
平成31年3月定例会

議第26号

宮津市職員の旅費に関する条例等の一部改正について

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

職員の出張等における旅費について、国家公務員の旅費を基準とし、実態に即した見直しを行うもの。

◆提案の概要

■宮津市職員の旅費

	(現行)	(改正後)
○宿泊料	特別職 13,100円 一般職 11,800円	→ 10,900円 → 10,900円
○日当	特別職 2,600円 一般職 2,200円	→ 1,100円 → 1,100円
○食事料(※)	特別職 2,600円 一般職 2,200円	→ 廃止 → 廃止

※食事料については、航空機又は船舶による出張の際に、航空賃等とは別に食事料が必要な場合に支給するもの

【関連条例の改正について】

宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例及び宮津市消防団条例に定める費用弁償についても、宮津市職員の旅費に準じて見直しを行う。

◆施行日 平成31年4月1日

【政策等の背景・提案までの経過】

- 国家公務員の旅費基準
 - ・宿泊料 3級～6級職員 10,900円
 - ・日当 3級～6級職員 2,200円
 - ・食事料 うち城内交通費相当額 1,100円
3級～6級職員 2,200円

【政策等の効果及び費用】

- 旅費改定に伴う影響額見込み △1,000千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

【みやびビジョンとの整合】

基本施策	—	重点戦略	—
------	---	------	---

担当課・係

総務課 職員係 (45-1603)

添付資料

・新旧対照表

宮津市職員の旅費に関する条例等の一部改正について

第1条関連

宮津市職員の旅費に関する条例

現 行	新 旧 対 照 表	改 正 案
<p>(普通旅費の種類)</p> <p>第6条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、<u>食料</u>及び赴任旅費とする。</p> <p>2 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。</p> <p>3 船賃は、水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。</p> <p>4 航空賃は、航空旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。</p> <p>5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。</p> <p>6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</p> <p>7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</p> <p><u>8 食料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p>9 赴任旅費は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ支給する。</p> <p>第10条 <u>1日の旅行において日当又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。</u></p> <p>(日当)</p> <p>第17条 日当の額は、<u>別表の定額による。</u></p> <p>2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル</p>	<p>(普通旅費の種類)</p> <p>第6条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料<u>_____</u>及び赴任旅費とする。</p> <p>2 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。</p> <p>3 船賃は、水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。</p> <p>4 航空賃は、航空旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。</p> <p>5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。</p> <p>6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</p> <p>7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</p> <p>削 除</p> <p><u>8 赴任旅費は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ支給する。</u></p> <p>第10条 削 除</p> <p>(日当)</p> <p>第17条 日当の額は、<u>1日につき1,100円を定額とする。</u></p> <p>2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル</p>	

ル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。

- 3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして前項の規定を適用する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、市内における出張、伊根町及び与謝野町への出張並びに公用の自動車等による出張の場合には、日当は支給しない。

(宿泊料)

第18条 宿泊料の額は、別表の定額による。

- 2 宿泊料は、水路旅行、航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(食事料)

第19条 食事料の額は、別表の定額による。

- 2 食事料は、船賃若しくは航空賃のほかに、別に食費を要する場合は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り支給する。

(赴任旅費)

第19条の2 赴任旅費は、市長がその都度赴任に要する費用を勘案して、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に定める移転料の範囲内において支給する。

(市内旅費)

第21条 市内における出張については、片道3キロメートル以上のものにつき路程に応じ1キロメートル当り37円の旅費を支給する。ただし、定期的に行う交通機関を利用したため、その料金が本文の規定により計算した額を超える場合は、その実費額を旅費として支給する。

ル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。

- 3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして前項の規定を適用する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、市内における出張、伊根町及び与謝野町への出張並びに公用の自動車等による出張の場合には、日当は支給しない。

(宿泊料)

第18条 宿泊料の額は、1夜につき10,900円を定額とする。

- 2 宿泊料は、水路旅行、航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

削除

(赴任旅費)

第19条 赴任旅費は、市長がその都度赴任に要する費用を勘案して、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に定める移転料の範囲内において支給する。

(市内旅費)

第21条 市内における出張については、片道3キロメートル以上のものにつき路程に応じ1キロメートル当り37円の旅費を支給する。ただし、定期的に行う交通機関を利用したため、その料金が本文の規定により計算した額を超える場合は、その実費額を旅費として支給する。

2 市内における出張について、公務上の必要又は天災その他止むを得ない事情により宿泊を必要とする場合には、別表の宿泊料定額の範囲内の実費額を支給することができる。

別表（第17条—第19条・第21条関係）

旅費額表

区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)
市長及び副市長	円 2,600	円 13,100	円 2,600
その他の職にある者	2,200	11,800	2,200

2 市内における出張について、公務上の必要又は天災その他止むを得ない事情により宿泊を必要とする場合には、第18条に規定する宿泊料定額の範囲内の実費額を支給することができる。

別表（第17条—第19条・第21条関係）

削除

第2条関連

宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

新 旧 対 照 表													
現 行	改 正 案												
<p>(費用弁償)</p> <p>第5条 議員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項に規定する旅費の支給については、宮津市職員の旅費に関する条例(昭和29年条例第5号。以下「旅費条例」という。)を準用するものとし、旅費条例中「職員」とあるのは「議員」と、「在勤地」とあるのは「在勤地又は住所」と、「研修及び各種講習」とあるのは「視察並びに調査」と、「別表」とあるのは次表のように読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="766 1187 909 2060"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>日当</th> <th>宿泊料</th> <th>食事料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(1日につき) 2,600円</td> <td>(1夜につき) 13,100円</td> <td>(1夜につき) 2,600円</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>2,600円</td> <td>13,100円</td> <td>2,600円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	日当	宿泊料	食事料		(1日につき) 2,600円	(1夜につき) 13,100円	(1夜につき) 2,600円	議員	2,600円	13,100円	2,600円	<p>(費用弁償)</p> <p>第5条 議員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項に規定する旅費の支給については、宮津市職員の旅費に関する条例(昭和29年条例第5号。以下「旅費条例」という。)を準用するものとし、旅費条例中「職員」とあるのは「議員」と、「在勤地」とあるのは「在勤地又は住所」と、「研修及び各種講習」とあるのは「視察並びに調査」と、<u>読み替えるものとする。</u></p> <p>削 除</p>
区分	日当	宿泊料	食事料										
	(1日につき) 2,600円	(1夜につき) 13,100円	(1夜につき) 2,600円										
議員	2,600円	13,100円	2,600円										

第3条関連

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

新 旧 対 照 表													
現 行	改 正 案												
<p>(費用弁償)</p> <p>第7条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項に規定する旅費の支給については、宮津市職員の旅費に関する条例(昭和29年条例第5号。以下「旅費条例」という。)を準用するものとし、旅費条例中「職員」とあるのは「特別職の職員」と、「在勤地」とあるのは「在勤地又は住所」と、「研修及び各種講習」とあるのは「視察並びに調査」と、「別表」とあるのは次表のように読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="758 1198 1093 2072"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>日当 (1日につき)</th> <th>宿泊料 (1夜につき)</th> <th>食事料 (1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の5に規定する委員会の委員又は委員</td> <td>円 2,600</td> <td>円 13,100</td> <td>円 2,600</td> </tr> <tr> <td>その他の特別職の職員</td> <td>2,200</td> <td>11,800</td> <td>2,200</td> </tr> </tbody> </table>	区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)	地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の5に規定する委員会の委員又は委員	円 2,600	円 13,100	円 2,600	その他の特別職の職員	2,200	11,800	2,200	<p>(費用弁償)</p> <p>第7条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項に規定する旅費の支給については、宮津市職員の旅費に関する条例(昭和29年条例第5号。以下「旅費条例」という。)を準用するものとし、旅費条例中「職員」とあるのは「特別職の職員」と、「在勤地」とあるのは「在勤地又は住所」と、「研修及び各種講習」とあるのは「視察並びに調査」と読み替えるものとする。</p>
区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)										
地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の5に規定する委員会の委員又は委員	円 2,600	円 13,100	円 2,600										
その他の特別職の職員	2,200	11,800	2,200										

削 除

第4条関連

宮津市消防団条例

新 旧 対 照 表													
現 行	改 正 案												
<p>(費用弁償)</p> <p>第17条 消防団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事したときは、次により費用弁償を支給する。</p> <p>(1) 水火災の場合 1回につき 2,000円</p> <p>(2) 警戒の場合 1回につき 2,000円</p> <p>(3) 訓練の場合 1回につき 1,800円</p> <p>2 消防団員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>3 前項に規定する旅費の支給については、宮津市職員の旅費に関する条例(昭和29年条例第5号)を準用するものとし、同条例中「職員」とあるのは「消防団員」と、「在勤地」とあるのは「在勤地又は住所」と、「別表」とあるのは次表のように読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">日当 (1日につき)</th> <th style="text-align: center;">宿泊料 (1夜につき)</th> <th style="text-align: center;">食事料 (1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">団長</td> <td style="text-align: center;">2,600 円</td> <td style="text-align: center;">13,100 円</td> <td style="text-align: center;">2,600 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の消防団員</td> <td style="text-align: center;">2,200 円</td> <td style="text-align: center;">11,800 円</td> <td style="text-align: center;">2,200 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)	団長	2,600 円	13,100 円	2,600 円	その他の消防団員	2,200 円	11,800 円	2,200 円	<p>(費用弁償)</p> <p>第17条 消防団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事したときは、次により費用弁償を支給する。</p> <p>(1) 水火災の場合 1回につき 2,000円</p> <p>(2) 警戒の場合 1回につき 2,000円</p> <p>(3) 訓練の場合 1回につき 1,800円</p> <p>2 消防団員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>3 前項に規定する旅費の支給については、宮津市職員の旅費に関する条例(昭和29年条例第5号)を準用するものとし、同条例中「職員」とあるのは「消防団員」と、「在勤地」とあるのは「在勤地又は住所」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">削 除</p>
区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)										
団長	2,600 円	13,100 円	2,600 円										
その他の消防団員	2,200 円	11,800 円	2,200 円										

附 則

現 行	新 旧 対 照 表
	<p style="text-align: center;">改 正 案</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(適用区分)</u></p> <p>2 <u>この条例の規定による改正後の宮津市職員の旅費に関する条例、宮津市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例、宮津市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例及び宮津市消防団条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。</u></p>

議案参考資料
平成31年3月定例会

議第27号

宮津会館条例等の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

平成31年10月1日より消費税及び地方消費税が8%から10%に引上げられるのに伴い、本市使用料(課税対象のもの)の引上げを行うもの。
なお、引上げ額は、各使用料の改正前の額を設定した時期に応じた引上げ率で算定を行っている。
また、原則10円単位での端数処理を行うが、指定管理者制度導入施設については、指定管理者が利用料として条例に定めた額の範囲内において定めるものであることから、円単位で改正を行う。

◆提案の概要

使用料改正条例・施設一覧のとおり

◆施行日

平成31年10月1日

【政策等の背景・提案までの経過】

- 【経過】
- ・ H元. 4.1:消費税の導入 (3%)
 - ・ H9. 4.1:消費税の引上げ及び地方消費税の導入 (5%)
 - ・ H26. 4.1:消費税及び地方消費税の引上げ (8%)
 - ・ H31. 10.1:消費税及び地方消費税の引上げ (10%)

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

【みやびビジョンとの整合】

基本施策

重点戦略

担当課・係

財政課 予算係 (45-1610)
(施設所管課は別紙一覧のとおり)

添付資料

- ・ 使用料改正一覧
- ・ 新旧対照表

条例	施設名等	所管課	使用料等	引上げ率	H31予算	引上げ影響額
宮津会館条例	宮津会館	財政課	会館利用料金の上限の額、会館冷暖房装置利用料金の上限の額	110/105		
宮津ターミナルセンター条例	宮津ターミナルセンター 天橋立ターミナルセンター	企画政策課	付属設備利用料の上限の額 ※規則で定める	110/105		
世屋高原家族旅行村条例	世屋高原家族旅行村	観光定住課	宮津ターミナルセンター及び天橋立ターミナルセンターの使用料・冷暖房装置使用料	110/105	330	8
宮津市B&G海洋センター条例	宮津市B&G海洋センター	企画政策課	施設利用料金の上限の額、体験美習館宿泊利用料金の上限の額、体験実習館貸室利用料金の上限の額	110/108		
宮津市福祉・教育総合プラザ条例	宮津市福祉・教育総合プラザ	地域福祉介護課 文化振興課	体育館の利用料金の上限の額、体育館冷暖房装置利用料金の上限の額	110/108		
宮津市林業振興センター条例	宮津市林業振興センター	農林水産課	プラザ使用料・プラザ冷暖房装置使用料	110/108	1,811	16
宮津市海洋つり場条例	宮津市海洋つり場	農林水産課	林業センター利用料金の上限の額	110/105		
宮津漁師町観光商業センター条例	宮津漁師町観光商業センター	産業振興課	海洋つり場利用料金の上限の額	110/105		
宮津市都市公園条例	府中公園テニスコート 西宮津公園ゲートボール場 宮津市民球場 宮津市民グラウンド 宮津市民テニスコート	都市住宅課	センターの利用料金の上限の額	110/108		
(宮津市営住宅等設置及び管理条例)	市営住宅	都市住宅課	有料公園施設を使用する場合の費用(府中公園テニスコート、西宮津公園ゲートボール場)	110/105	364	10
宮津市立学校使用条例	宮津市立小学校、中学校及び幼稚園	学校教育課	付属施設使用料(府中公園) ※規則で定める	110/103		
宮津市中央公民館使用条例	宮津市中央公民館	社会教育課	有料公園施設を使用する場合の利用料金の上限の額(宮津市民球場、宮津市民グラウンド、宮津市民テニスコート)	110/105		
みやづ歴史の館条例	みやづ歴史の館	文化振興課	付属施設利用料の上限の額(府中公園以外) ※規則で定める	110/100		
重要文化財旧三上家住宅	重要文化財旧三上家住宅	文化振興課	市営住宅駐車場使用料 ※近傍同種の駐車場の使用料を限度として、市長が定める	110/105	3,161	71
宮津市民体育館条例	宮津市民体育館	社会教育課	施設使用料	110/105	807	17
			屋外運動場の夜間照明灯 ※規則で定める	110/105		
			中央公民館利用料金の上限の額、中央公民館冷暖房装置利用料金の上限の額	110/105		
			歴史の館利用料金の上限の額、歴史の館冷暖房装置利用料金の上限の額	110/105		
			付属施設利用料の上限の額 ※規則で定める	110/105		
			旧三上家住宅利用料金の上限の額	110/105		
			体育館利用料金の上限の額、体育館冷暖房装置利用料金の上限の額	110/105		
			付属施設利用料の上限の額 ※規則で定める	110/105		

※指定管理施設に係る利用料は使用料等欄が「～利用料金の上限の額」となる。また、指定管理者が額を定め、自己の収入として収受するものであるため、予算額及び引上げ影響額は「/」としている。

宮津会館条例等の一部改正について

新 旧 対 照 表		改 正 案	
現 行	新 旧	改 正 案	改 正 案
宮津会館条例 別表 (第5条関係)	宮津会館条例 別表 (第5条関係)	宮津会館条例 別表 (第5条関係)	宮津会館条例 別表 (第5条関係)
1 会館利用料金の上限の額	1 会館利用料金の上限の額	1 会館利用料金の上限の額	1 会館利用料金の上限の額
使用場所及び区分	使用場所及び区分	使用場所及び区分	使用場所及び区分
大ホール (ホワイエ及び 楽屋を含む。)	大ホール (ホワイエ及び 楽屋を含む。)	大ホール (ホワイエ及び 楽屋を含む。)	大ホール (ホワイエ及び 楽屋を含む。)
平日	平日	平日	平日
土曜日、日曜日及び休 日 (国民の祝日に関す る法律 (昭和23年法律 第178号) に規定する休 日をいう。以下同じ。)	土曜日、日曜日及び休 日 (国民の祝日に関す る法律 (昭和23年法律 第178号) に規定する休 日をいう。以下同じ。)	土曜日、日曜日及び休 日 (国民の祝日に関す る法律 (昭和23年法律 第178号) に規定する休 日をいう。以下同じ。)	土曜日、日曜日及び休 日 (国民の祝日に関す る法律 (昭和23年法律 第178号) に規定する休 日をいう。以下同じ。)
1時間につき 7,500円	1時間につき 7,500円	1時間につき 7,857円	1時間につき 7,857円
1時間につき 9,000円	1時間につき 9,000円	1時間につき 9,429円	1時間につき 9,429円
ホワイエ (1階又は2 階)	ホワイエ (1階又は2 階)	ホワイエ (1階又は2 階)	ホワイエ (1階又は2 階)
平日	平日	平日	平日
土曜日、日曜日及び休 日	土曜日、日曜日及び休 日	土曜日、日曜日及び休 日	土曜日、日曜日及び休 日
1時間につき 1,800円	1時間につき 1,800円	1時間につき 1,886円	1時間につき 1,886円
1時間につき 2,200円	1時間につき 2,200円	1時間につき 2,305円	1時間につき 2,305円
ホワイエ (全館)	ホワイエ (全館)	ホワイエ (全館)	ホワイエ (全館)
平日	平日	平日	平日
土曜日、日曜日及び休 日	土曜日、日曜日及び休 日	土曜日、日曜日及び休 日	土曜日、日曜日及び休 日
1時間につき 2,400円	1時間につき 2,400円	1時間につき 2,514円	1時間につき 2,514円
1時間につき 3,100円	1時間につき 3,100円	1時間につき 3,248円	1時間につき 3,248円
付属設備	付属設備	付属設備	付属設備
規則で定める額	規則で定める額	規則で定める額	規則で定める額

備考 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金の上限額は、この表に定める額の5倍の額とする。

2 会館冷暖房装置利用料金の上限の額

使用場所及び区分	上限額
大ホール(ホワイエ及び楽屋を含む。)	1時間につき 4,500円
ホワイエ(1階又は2階)	1時間につき 1,250円
ホワイエ(全館)	1時間につき 1,000円
	1時間につき 2,000円
	1時間につき 1,750円

宮津市ターミナルセンター条例

別表(第4条関係)

1 宮津市ターミナルセンター使用料

使用場所	使用時間区分	午前9時から午後10時まで	午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで
宮津ターミナルセンター多目的ルーム(1階)		2,100円	800円
天橋立ターミナルセンター		2,100円	800円
会議室(2階)			

備考

- 1 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の5倍の額とする。
- 2 使用時間の超過及びこの表に掲げていない場所の使用について

2 会館冷暖房装置利用料金の上限の額

使用場所及び区分	上限額
大ホール(ホワイエ及び楽屋を含む。)	1時間につき 4,714円
ホワイエ(1階又は2階)	1時間につき 1,310円
ホワイエ(全館)	1時間につき 1,048円
	1時間につき 2,095円
	1時間につき 1,833円

宮津市ターミナルセンター条例

別表(第4条関係)

1 宮津市ターミナルセンター使用料

使用場所	使用時間区分	午前9時から午後10時まで	午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで
宮津ターミナルセンター多目的ルーム(1階)		2,200円	830円
天橋立ターミナルセンター		2,200円	830円
会議室(2階)			

備考

- 1 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の5倍の額とする。
- 2 使用時間の超過及びこの表に掲げていない場所の使用について

は、市長が別に定める基準による使用料を徴収する。

2 冷暖房装置使用料

使用場所	使用時間区分		使用料
	午前9時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時から 午後10時まで 又は午後1時 から午後5時 まで	
宮津ターミナルセン ター 多目的ルーム (1 階)	冷房料	3,800円	1,500円
	暖房料	3,000円	1,200円
天橋立ターミナルセ ンター 会議室 (2階)	冷房料	3,800円	1,500円
	暖房料	3,000円	1,200円

備考

- 1 冷暖房装置を使用するときは、この表の料金を徴収する。
- 2 使用時間を超過した場合は、市長が別に定める基準による使用料を徴収する。

世屋高原家族旅行村条例

別表 (第5条関係)

1 施設利用料金の上限の額

施設名	使用区分	上限額
レクリエーション 研修室	3時間以内	2,250円
	6時間以内	4,500円

は、市長が別に定める基準による使用料を徴収する。

2 冷暖房装置使用料

使用場所	使用時間区分		使用料
	午前9時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時から 午後10時まで 又は午後1時 から午後5時 まで	
宮津ターミナルセン ター 多目的ルーム (1 階)	冷房料	3,980円	1,570円
	暖房料	3,140円	1,250円
天橋立ターミナルセ ンター 会議室 (2階)	冷房料	3,980円	1,570円
	暖房料	3,140円	1,250円

備考

- 1 冷暖房装置を使用するときは、この表の料金を徴収する。
- 2 使用時間を超過した場合は、市長が別に定める基準による使用料を徴収する。

世屋高原家族旅行村条例

別表 (第5条関係)

1 施設利用料金の上限の額

施設名	使用区分	上限額
レクリエーション 研修室	3時間以内	2,292円
	6時間以内	4,583円

割増料金		6時間を超える1時間を増すごとに	750円
厨房	半日 (6時間以内)		2,000円
	全日		3,000円
ケビン	1棟 1泊につき		15,000円
	1区画 1泊につき		1,500円
テニスコート	1面 1時間につき		600円
	1回につき		150円
オートキャンプ場	1区画 1泊につき		6,000円

2 体験実習館宿泊利用料金の上限の額 (1人1泊の室料)

区分	一般	小・中学生	幼児
宿泊利用料金	4,000円	3,300円	実費

3 体験実習館貸室利用料金の上限の額

区分	貸室利用料金内訳		
	3時間以内	6時間以内	割増料金
個室	一般	1人につき 450円	6時間を超える1時間を増すごとに1人につき 150円
	小・中学 生及び幼児	1人につき 150円	6時間を超える1時間を増すごとに1人につき 60円
研修室	15畳	5,250円	6,750円
	30畳	6,750円	8,250円
			500円

割増料金		6時間を超える1時間を増すごとに	764円
厨房	半日 (6時間以内)		2,037円
	全日		3,056円
ケビン	1棟 1泊につき		15,278円
	1区画 1泊につき		1,528円
テニスコート	1面 1時間につき		611円
	1回につき		153円
オートキャンプ場	1区画 1泊につき		6,111円

2 体験実習館宿泊利用料金の上限の額 (1人1泊の室料)

区分	一般	小・中学生	幼児
宿泊利用料金	4,074円	3,361円	実費

3 体験実習館貸室利用料金の上限の額

区分	貸室利用料金内訳		
	3時間以内	6時間以内	割増料金
個室	一般	1人につき 458円	6時間を超える1時間を増すごとに1人につき 153円
	小・中学 生及び幼児	1人につき 153円	6時間を超える1時間を増すごとに1人につき 61円
研修室	15畳	5,347円	6,875円
	30畳	6,875円	8,403円
			528円

4 設備利用料金の上限の額

種類	使用区分	上限額
キャンプ用具	一式1泊につき	3,750円
スポーツ用具	一式1回につき	1,500円
遊具	1台1回につき	600円

宮津市B&G海洋センター条例

別表 (第5条関係)

1 体育館の利用料金の上限の額

使用施設及び区分		上限額
体育館	高校生以下の者	1時間につき 500円
	一般	1時間につき 1,000円

備考

- 1 区分は、主たる使用者により行う。
- 2 「高校生」とは、高等学校又は高等専門学校生徒又は学生及びこれらの者に準じる者をいう。
- 3 「一般」とは、高校生以下の者以外の者をいう。
- 4 入場料その他これに類する料金を徴収し、又は営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金の上限額は、この表に定める額の5倍の額とする。

2 体育館冷暖房装置利用料金の上限の額

区分	上限額
冷房料	1時間につき 1,000円
暖房料	1時間につき 1,000円

4 設備利用料金の上限の額

種類	使用区分	上限額
キャンプ用具	一式1泊につき	3,819円
スポーツ用具	一式1回につき	1,528円
遊具	1台1回につき	611円

宮津市B&G海洋センター条例

別表 (第5条関係)

1 体育館の利用料金の上限の額

使用施設及び区分		上限額
体育館	高校生以下の者	1時間につき 509円
	一般	1時間につき 1,019円

備考

- 1 区分は、主たる使用者により行う。
- 2 「高校生」とは、高等学校又は高等専門学校の生徒又は学生及びこれらの者に準じる者をいう。
- 3 「一般」とは、高校生以下の者以外の者をいう。
- 4 入場料その他これに類する料金を徴収し、又は営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金の上限額は、この表に定める額の5倍の額とする。

2 体育館冷暖房装置利用料金の上限の額

区分	上限額
冷房料	1時間につき 1,019円
暖房料	1時間につき 1,019円

宮津市福祉・教育総合プラザ条例
別表（第6条関係）

1 プラザ使用料

使用施設	使用時間区分	午前9時から 午後10時まで	午前9時から 午後1時まで 又は午後1時 から午後5時 まで	午後5時か ら午後10時 まで
		第1コミュニティ イルーム	3,000円	1,000円
第2コミュニティ イルーム	2分の1を使 用する場合			
	全面を使用す る場合	6,000円	2,000円	2,400円
第3コミュニティ イルーム		2,400円	800円	1,000円
第4コミュニティ イルーム		1,300円	500円	600円
第5コミュニティ イルーム		6,000円	2,000円	2,400円
クッキングルーム		2,400円	800円	1,000円
浜町ギャラリー		4,000円	1,500円	1,800円
1日（午前10時から午後8時まで）につ き		500円		

備考

- 1 浜町ギャラリーについては、入場料その他これに類する料金を徴収し、又は、営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の5倍の額とする。
- 2 使用時間の超過及びこの表に掲げていない場所の使用については、市長が別に定める基準による使用料を徴収する。

宮津市福祉・教育総合プラザ条例
別表（第6条関係）

1 プラザ使用料

使用施設	使用時間区分	午前9時から 午後10時まで	午前9時から 午後1時まで 又は午後1時 から午後5時 まで	午後5時か ら午後10時 まで
		第1コミュニティ イルーム	3,050円	1,010円
第2コミュニティ イルーム	2分の1を使 用する場合			
	全面を使用す る場合	6,110円	2,030円	2,440円
第3コミュニティ イルーム		2,440円	810円	1,010円
第4コミュニティ イルーム		1,320円	510円	610円
第5コミュニティ イルーム		6,110円	2,030円	2,440円
クッキングルーム		2,440円	810円	1,010円
浜町ギャラリー		4,070円	1,520円	1,830円
1日（午前10時から午後8時まで）につ き		510円		

備考

- 1 浜町ギャラリーについては、入場料その他これに類する料金を徴収し、又は、営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の5倍の額とする。
- 2 使用時間の超過及びこの表に掲げていない場所の使用については、市長が別に定める基準による使用料を徴収する。

2 プラザ冷暖房装置使用料

使用施設	使用時間区分		午後5時から午後10時まで
	午前9時から午後10時まで	午前9時から午後1時まで 又は午後1時から午後5時まで	
第1コミュニティイルーム	2分の1を使用する場合	700円	800円
	全面を使用する場合	4,200円	1,600円
第2コミュニティイルーム		600円	700円
第3コミュニティイルーム		300円	400円
第4コミュニティイルーム		1,400円	1,600円
第5コミュニティイルーム		600円	700円
クッキングルーム		600円	700円

備考

- 1 冷暖房装置を使用するときは、この表の料金を徴収する。
- 2 使用時間を超過した場合は、市長が別に定める基準による使用料を徴収する。

宮津市林業振興センター条例
別表（第5条関係）

林業センター利用料金の上限の額

使用場所及び区分	上限額
研修室	1時間につき 300円

2 プラザ冷暖房装置使用料

使用施設	使用時間区分		午後5時から午後10時まで
	午前9時から午後10時まで	午前9時から午後1時まで 又は午後1時から午後5時まで	
第1コミュニティイルーム	2分の1を使用する場合	710円	810円
	全面を使用する場合	4,270円	1,620円
第2コミュニティイルーム		610円	710円
第3コミュニティイルーム		310円	410円
第4コミュニティイルーム		1,420円	1,620円
第5コミュニティイルーム		610円	710円
クッキングルーム		610円	710円

備考

- 1 冷暖房装置を使用するときは、この表の料金を徴収する。
- 2 使用時間を超過した場合は、市長が別に定める基準による使用料を徴収する。

宮津市林業振興センター条例
別表（第5条関係）

林業センター利用料金の上限の額

使用場所及び区分	上限額
研修室	1時間につき 314円

冷房料	1時間につき	300円
暖房料	1時間につき	300円

宮津市海洋釣り場条例
別表（第5条関係）

海洋釣り場利用料金の上限の額

使用区分		上限額
釣りを目的として使用する1人1回につき	一般	1,500円
場合	小学生及び中学生	750円
釣り以外を目的として使用する1人1回につき	一般	300円
する場合	小学生及び中学生	150円

備考 「一般」とは、学齢に達しない者、小学生及び中学生以外の者をいう。

宮津漁師町観光商業センター条例
別表（第6条関係）

センターの利用料金の上限の額

区分		上限額
飲食・物販・加工施設	使用面積1平方メートルにつき 1月	3,000円
体験工房	使用面積1平方メートルにつき 1月	3,000円

備考 利用料金は、共益費を含むものとし、光熱水費は実費相当額として別途加算する。

宮津市都市公園条例
別表第3（第12条関係）

冷房料	1時間につき	314円
暖房料	1時間につき	314円

宮津市海洋釣り場条例
別表（第5条関係）

海洋釣り場利用料金の上限の額

使用区分		上限額
釣りを目的として使用する1人1回につき	一般	1,571円
場合	小学生及び中学生	786円
釣り以外を目的として使用する1人1回につき	一般	314円
する場合	小学生及び中学生	157円

備考 「一般」とは、学齢に達しない者、小学生及び中学生以外の者をいう。

宮津漁師町観光商業センター条例
別表（第6条関係）

センターの利用料金の上限の額

区分		上限額
飲食・物販・加工施設	使用面積1平方メートルにつき 1月	3,056円
体験工房	使用面積1平方メートルにつき 1月	3,056円

備考 利用料金は、共益費を含むものとし、光熱水費は実費相当額として別途加算する。

宮津市都市公園条例
別表第3（第12条関係）

1 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料

区分	使用単位	単位期間	金額
公園施設の設置 土地の使用 公園施設	1平方メートル	1月	120円
仮設の公園施設	1平方メートル	1日	20円
公園施設の管理	別に市長が定める。		

1 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料

区分	使用単位	単位期間	金額
公園施設の設置 土地の使用 公園施設	1平方メートル	1月	120円
仮設の公園施設	1平方メートル	1日	20円
公園施設の管理	別に市長が定める。		

2 公園を占用又は使用する場合の使用料

占用物件	単位	金額	摘要
電柱その他の柱類	1本につき1年	1,200円	支線及び支柱は、それぞれ別の柱類とみなす。
電話柱（電柱その他の柱類であるものを除く。）	1個につき1年	1,300円	
公衆電話所	1基につき1年	3,000円	
水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	長さ1メートルにつき1年	200円	外径又は幅が0.2メートル未満のもの
		400円	外径又は幅が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの
		800円	外径又は幅が0.4メートル以上1メートル未満のもの

2 公園を占用又は使用する場合の使用料

占用物件	単位	金額	摘要
電柱その他の柱類	1本につき1年	1,200円	支線及び支柱は、それぞれ別の柱類とみなす。
電話柱（電柱その他の柱類であるものを除く。）	1個につき1年	1,300円	
公衆電話所	1基につき1年	3,000円	
水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	長さ1メートルにつき1年	200円	外径又は幅が0.2メートル未満のもの
		400円	外径又は幅が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの
		800円	外径又は幅が0.4メートル以上1メートル未満のもの

		トル未満のもの	
		1,000円	外径又は幅が1メートル以上のもの
標識その他これに類するもの	1本につき1年	200円	
工事用施設及び工事用材料置場	1平方メートルにつき1月	400円	
興行のための仮設工作物		100円	
集会、競技会、展示会その他これらに類する催しのための仮設工作物	1平方メートルにつき1日	40円	
その他の占用又は使用別に市長が定める。			

3 有料公園施設を使用する場合の使用料

施設名	使用単位	金額
府中公園テニスコート	1面1時間につき	500円
西宮津公園ゲートボール場	1面1時間につき	200円
付属設備		規則で定める額

(注) 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の5倍の額とする。

4 有料公園施設を使用する場合の利用料金の上限の額

施設名	使用単位	上限額
宮津市民球場	1面1時間につき	1,800円

		トル未満のもの	
		1,000円	外径又は幅が1メートル以上のもの
標識その他これに類するもの	1本につき1年	200円	
工事用施設及び工事用材料置場	1平方メートルにつき1月	400円	
興行のための仮設工作物		100円	
集会、競技会、展示会その他これらに類する催しのための仮設工作物	1平方メートルにつき1日	40円	
その他の占用又は使用別に市長が定める。			

3 有料公園施設を使用する場合の使用料

施設名	使用単位	金額
府中公園テニスコート	1面1時間につき	520円
西宮津公園ゲートボール場	1面1時間につき	210円
付属設備		規則で定める額

(注) 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の5倍の額とする。

4 有料公園施設を使用する場合の利用料金の上限の額

施設名	使用単位	上限額
宮津市民球場	1面1時間につき	1,886円

宮津市民グラウンド	全面1時間につき	600円
	1/4面1時間につき	200円
宮津市民テニスコート	1面1時間につき	500円
付属設備		規則で定める額
(注) 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金の上限額は、この表に定める額の5倍の額とする。		

備考

- 1 面積若しくは長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満のもの又は面積若しくは長さに1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数を生じた場合の端数は、それぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算する。
- 2 年額をもって定める使用料については、使用期間が1年未満の場合又はその期間に1年未満の端数を生じた場合は、月割をもつて計算する。この場合において、その期間が1月未満のもの又はその期間に1月未満の端数を生じたときの端数は、1月として計算する。
- 3 月額をもって定める使用料については、使用期間が1月未満のもの又はその期間に1月未満の端数を生じた場合の端数は、1月として計算する。
- 4 日額をもって定める使用料については、使用期間が1日未満のもの又はその期間に1日未満の端数を生じた場合の端数は、1日として計算する。

宮津市民グラウンド	全面1時間につき	629円
	1/4面1時間につき	210円
宮津市民テニスコート	1面1時間につき	524円
付属設備		規則で定める額
(注) 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金の上限額は、この表に定める額の5倍の額とする。		

備考

- 1 面積若しくは長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満のもの又は面積若しくは長さに1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数を生じた場合の端数は、それぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算する。
- 2 年額をもって定める使用料については、使用期間が1年未満の場合又はその期間に1年未満の端数を生じた場合は、月割をもつて計算する。この場合において、その期間が1月未満のもの又はその期間に1月未満の端数を生じたときの端数は、1月として計算する。
- 3 月額をもって定める使用料については、使用期間が1月未満のもの又はその期間に1月未満の端数を生じた場合の端数は、1月として計算する。
- 4 日額をもって定める使用料については、使用期間が1日未満のもの又はその期間に1日未満の端数を生じた場合の端数は、1日として計算する。

宮津市立学校使用条例

別表 (第4条関係)

施設使用料

使用場所 使用時間区分	屋内運動場又は遊戯室 500m ² 未満	500m ² 以上	会議室又は教室 (一室につき)	屋外運動場
午前8時から 午後5時まで	500円	1,000円	400円	600円
午後5時から 午後10時まで	500	1,000	400	600
午前8時から 午後10時まで	1,000	2,000	800	1,200

備考 使用時間の超過及び付属設備並びにこの表に掲げていない場所の使用については、別に市長が定める基準による使用料を徴収する。

宮津市中央公民館使用条例

別表 (第4条関係)

1 中央公民館利用料金の上限の額

使用場所及び区分	上限額
大会議室	1時間につき 300円
1時間につき	500円
全面を使用する場合	200円
小会議室	1時間につき 150円
談話室	1時間につき 200円
和室	1時間につき 200円
体験学習室	1時間につき 200円
宮津分館	1時間につき 500円

宮津市立学校使用条例

別表 (第4条関係)

施設使用料

使用場所 使用時間区分	屋内運動場又は遊戯室 500m ² 未満	500m ² 以上	会議室又は教室 (一室につき)	屋外運動場
午前8時から 午後5時まで	520円	1,040円	410円	620円
午後5時から 午後10時まで	520	1,040	410	620
午前8時から 午後10時まで	1,040	2,080	820	1,240

備考 使用時間の超過及び付属設備並びにこの表に掲げていない場所の使用については、別に市長が定める基準による使用料を徴収する。

宮津市中央公民館使用条例

別表 (第4条関係)

1 中央公民館利用料金の上限の額

使用場所及び区分	上限額
大会議室	1時間につき 314円
2分の1を使用する場合	524円
全面を使用する場合	210円
小会議室	1時間につき 157円
談話室	1時間につき 210円
和室	1時間につき 210円
体験学習室	1時間につき 210円
宮津分館	1時間につき 524円

2 中央公民館冷暖房装置利用料金の上限の額

使用場所及び区分		上限額
大会議室	2分の1を使用する場合	冷房料 1時間につき 200円
	全面を使用する場合	暖房料 1時間につき 200円 冷房料 1時間につき 400円 暖房料 1時間につき 400円
小会議室		冷房料 1時間につき 150円 暖房料 1時間につき 150円
		冷房料 1時間につき 100円 暖房料 1時間につき 100円
談話室		冷房料 1時間につき 150円 暖房料 1時間につき 150円
		冷房料 1時間につき 150円 暖房料 1時間につき 150円
和室		冷房料 1時間につき 150円 暖房料 1時間につき 150円
		冷房料 1時間につき 150円 暖房料 1時間につき 150円
体験学習室		冷房料 1時間につき 150円 暖房料 1時間につき 150円
		冷房料 1時間につき 400円 暖房料 1時間につき 400円
宮津分館		冷房料 1時間につき 400円 暖房料 1時間につき 400円
		冷房料 1時間につき 400円 暖房料 1時間につき 400円

2 中央公民館冷暖房装置利用料金の上限の額

使用場所及び区分		上限額
大会議室	2分の1を使用する場合	冷房料 1時間につき 210円
	全面を使用する場合	暖房料 1時間につき 210円 冷房料 1時間につき 419円 暖房料 1時間につき 419円
小会議室		冷房料 1時間につき 157円 暖房料 1時間につき 157円
		冷房料 1時間につき 105円 暖房料 1時間につき 105円
和室		冷房料 1時間につき 157円 暖房料 1時間につき 157円
		冷房料 1時間につき 157円 暖房料 1時間につき 157円
体験学習室		冷房料 1時間につき 157円 暖房料 1時間につき 157円
		冷房料 1時間につき 419円 暖房料 1時間につき 419円

みやづ歴史の館条例
別表（第5条関係）

1 歴史の館利用料金の上限の額

使用場所及び区分		上限額
文化ホール (楽屋含む。)	平日	1時間につき 2,700円
	土曜日、日曜日及び休日 (国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号))	1時間につき 3,300円

みやづ歴史の館条例
別表（第5条関係）

1 歴史の館利用料金の上限の額

使用場所及び区分		上限額
文化ホール (楽屋含む。)	平日	1時間につき 2,829円
	土曜日、日曜日及び休日 (国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号))	1時間につき 3,457円

に規定する休日をいう。)	に規定する休日をいう。)																				
付属設備	付属設備																				
<p>備考 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金の上限額は、この表に定める額の5倍の額とする。</p> <p>2 歴史の館冷暖房装置利用料金の上限の額</p>	<p>備考 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金の上限額は、この表に定める額の5倍の額とする。</p> <p>2 歴史の館冷暖房装置利用料金の上限の額</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用場所及び区分</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化ホール 冷房料</td> <td>1時間につき 2,095円</td> </tr> <tr> <td>(楽屋含む。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>暖房料</td> <td>1時間につき 1,571円</td> </tr> </tbody> </table>	使用場所及び区分	上限額	文化ホール 冷房料	1時間につき 2,095円	(楽屋含む。)		暖房料	1時間につき 1,571円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用場所及び区分</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化ホール 冷房料</td> <td>1時間につき 2,095円</td> </tr> <tr> <td>(楽屋含む。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>暖房料</td> <td>1時間につき 1,571円</td> </tr> </tbody> </table>	使用場所及び区分	上限額	文化ホール 冷房料	1時間につき 2,095円	(楽屋含む。)		暖房料	1時間につき 1,571円				
使用場所及び区分	上限額																				
文化ホール 冷房料	1時間につき 2,095円																				
(楽屋含む。)																					
暖房料	1時間につき 1,571円																				
使用場所及び区分	上限額																				
文化ホール 冷房料	1時間につき 2,095円																				
(楽屋含む。)																					
暖房料	1時間につき 1,571円																				
<p>重要文化財旧三上家住宅条例 別表 (第6条関係)</p>	<p>重要文化財旧三上家住宅条例 別表 (第6条関係)</p>																				
<p>旧三上家住宅利用料金の上限の額</p>	<p>旧三上家住宅利用料金の上限の額</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>1人1回につき 350円</td> </tr> <tr> <td>小学生及び中学生</td> <td>1人1回につき 250円</td> </tr> <tr> <td>オクザシキ</td> <td>1時間につき 300円</td> </tr> <tr> <td>茶室 (水屋及び二畳を含む。)</td> <td>1時間につき 700円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	上限額	一般	1人1回につき 350円	小学生及び中学生	1人1回につき 250円	オクザシキ	1時間につき 300円	茶室 (水屋及び二畳を含む。)	1時間につき 700円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>1人1回につき 367円</td> </tr> <tr> <td>小学生及び中学生</td> <td>1人1回につき 262円</td> </tr> <tr> <td>オクザシキ</td> <td>1時間につき 314円</td> </tr> <tr> <td>茶室 (水屋及び二畳を含む。)</td> <td>1時間につき 733円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	上限額	一般	1人1回につき 367円	小学生及び中学生	1人1回につき 262円	オクザシキ	1時間につき 314円	茶室 (水屋及び二畳を含む。)	1時間につき 733円
区分	上限額																				
一般	1人1回につき 350円																				
小学生及び中学生	1人1回につき 250円																				
オクザシキ	1時間につき 300円																				
茶室 (水屋及び二畳を含む。)	1時間につき 700円																				
区分	上限額																				
一般	1人1回につき 367円																				
小学生及び中学生	1人1回につき 262円																				
オクザシキ	1時間につき 314円																				
茶室 (水屋及び二畳を含む。)	1時間につき 733円																				
<p>備考</p> <p>1 「一般」とは、学齢に達しない者、小学生及び中学生以外の者をいう。</p> <p>2 学齢に達しない者の観覧については、無料とする。</p>	<p>備考</p> <p>1 「一般」とは、学齢に達しない者、小学生及び中学生以外の者をいう。</p> <p>2 学齢に達しない者の観覧については、無料とする。</p>																				
<p>宮津市民体育館条例 別表 (第5条関係)</p>	<p>宮津市民体育館条例 別表 (第5条関係)</p>																				

1 体育館利用料金の上限の額

使用場所及び区分		上限額
全面使用		1時間につき 1,800円
部分使用	競技場の2分の1を使用する場合	900円
	競技場の4分の1を使用する場合	500円
剣道場		1時間につき 500円
柔道場		1時間につき 500円
多目的練習場		1時間につき 500円
トレーニング室 (1人につき)		400円
会議室		1時間につき 200円
健康体力相談室		1時間につき 200円
付属設備		規則で定める額

備考 入場料その他これに類する料金を徴収し、又は営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金の上限額は、この表に定める額の5倍の額とする。

2 体育館冷暖房装置利用料金の上限の額

使用場所及び区分		上限額
会議室	冷房料	1時間につき 300円
	暖房料	1時間につき 300円

1 体育館利用料金の上限の額

使用場所及び区分		上限額
全面使用		1時間につき 1,886円
部分使用	競技場の2分の1を使用する場合	943円
	競技場の4分の1を使用する場合	524円
剣道場		1時間につき 524円
柔道場		1時間につき 524円
多目的練習場		1時間につき 524円
トレーニング室 (1人につき)		419円
会議室		1時間につき 210円
健康体力相談室		1時間につき 210円
付属設備		規則で定める額

備考 入場料その他これに類する料金を徴収し、又は営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金の上限額は、この表に定める額の5倍の額とする。

2 体育館冷暖房装置利用料金の上限の額

使用場所及び区分		上限額
会議室	冷房料	1時間につき 314円
	暖房料	1時間につき 314円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の各条例の規定（次項の規定に係る部分は除

- く。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の施設の利用に係る使用料又は利用料金については、同日前の施設の利用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の世屋高原家族旅行料条例別表の規定は、施行日以後の施設の利用に係る利用料金について適用し、同日前の施設の利用に係る利用料金及び施行日前から施行日にかけて施設に宿泊する者の当該宿泊に係る利用における利用料金については、なお従前の例による。
(準備行為)
- 4 この条例による改正後の利用料金の額の設定は、施行日前においても行うことができる。

議案参考資料

平成31年3月定例会

議第28号

宮津市行政財産使用料条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

京都府及び府下市町の状況を踏まえ、行政財産使用料の算定に使用する固定資産税路線価等に乗じる率を改正するとともに、営利目的とする使用に係る使用料への加算を新たに規定するもの。

◆提案の概要

- 固定資産税路線価等に乗じる率の改正
 - ・土地使用料（その他の土地使用）
固定資産税路線価に2.6% ⇒ 4%に改正
 - ・建物使用料（その他の建物使用）
固定資産評価基準により算定した額に12% ⇒ 6%に改正

○営利目的とする使用に係る使用料

- ・別表の規定により算定した額にその額の5割を加算

◆施行日 平成31年4月1日

【政策等の背景・提案までの経過】

- ・平成24年4月 行政財産使用料条例制定

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

○固定資産税路線価等に乗じる率の改正

- ・土地使用料 17件 55千円
- ・建物使用料 2件 ▲42千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

京都府	土地4%	建物6%	※営利目的は5倍
福知山市	土地4%	建物6%	※営利目的は5割増し
舞鶴市	土地4%	建物6%	
京丹後市	土地4%	建物6%	
与謝野町	土地4%	建物6%	

【みやびビジョンとの整合】

基本施策	—
重点戦略	—

担当課・係

財政課 管財契約係 (45-1611)

添付資料

- ・新旧対照表

宮津市行政財産使用料条例の一部改正について

新旧対照表

現 行		改 正 案	
区分	単位	区分	単位
<p>(使用料)</p> <p>第2条 行政財産の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定めるところにより算定した使用料を納入しなければならない。ただし、一般競争入札又は指名競争入札に付して使用を許可する場合の使用料の額は、当該入札の落札金額とする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p>			
土地 使用 料	宮津市道路占用料条例(昭和52年条例第13号)別表の規定に準じた単位及び額	電柱、地下埋設管、通路、看板、標識、アーチ、仮設物その他これらに類するものの設置に係る使用 その他の土地使用	宮津市道路占用料条例(昭和52年条例第13号)別表の規定に準じた単位及び額 使用面積1 平方メートルにつき1 年 地方税法(昭和25年法律第26号)第341条第6号に規定する基準年度に係る固定資産税路線価に100分の4を乗じて得た額。ただし、これにより難いと認められる使用については、使用形態等を勘案して別に定めるところにより算定した額とする。
建 物 使 用 料	使用面積1 平方メートルにつき1 月	看板、掲示板、幕その他これらに類するものの設置に係る使用	使用面積1 平方メートルにつき1 月 1,000円

現

行

改

正

案

その他の建物使用	1年	固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号）により算定した額に100分の12を乗じて得た額に土地使用料を加算した額。ただし、これにより難いと認められる使用については、使用形態等を勘案して別に定めるところにより算定した額とする。
自動販売機の設置に係る土地又は建物の使用料	使用面積1平方メートルにつき1月	1,000円

備考

1 使用料の計算方法

- (1) 面積若しくは長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満のもの又は面積若しくは長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数が生じた場合の端数は、それぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算する。
- (2) 年額をもって定める使用料については、使用期間が1年未満のもの又はその期間に1年未満の端数が生じた場合は、月割をもって計算する。この場合において、その期間が1月未満のもの又はその期間に1月未満の端数が生じた場合の端数は、1月として計算する。
- (3) 月額をもって定める使用料については、使用期間が1月未満のもの又はその期間に1月未満の端数が生じた場合の端数は、1月として計算する。

その他の建物使用	1年	固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号）により算定した額に100分の6を乗じて得た額に土地使用料を加算した額。ただし、これにより難いと認められる使用については、使用形態等を勘案して別に定めるところにより算定した額とする。
自動販売機の設置に係る土地又は建物の使用料	使用面積1平方メートルにつき1月	1,000円

備考

1 使用料の計算方法

- (1) 面積若しくは長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満のもの又は面積若しくは長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数が生じた場合の端数は、それぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算する。
- (2) 年額をもって定める使用料については、使用期間が1年未満のもの又はその期間に1年未満の端数が生じた場合は、月割をもって計算する。この場合において、その期間が1月未満のもの又はその期間に1月未満の端数が生じた場合の端数は、1月として計算する。
- (3) 月額をもって定める使用料については、使用期間が1月未満のもの又はその期間に1月未満の端数が生じた場合の端数は、1月として計算する。

現 行	改 正 案
<p>(4) 1 件の使用料の額が100円未満であるものは、100円とし、徴収する使用料の額に10円未満の端数が生じた場合の端数は、切り捨てる。</p> <p>2 附帯設備の使用料</p> <p>電気、冷暖房その他附帯設備を使用する場合の使用料は、この表に定めるところにより算定した額に当該附帯設備の使用に係る実費相当額を加算した額とする。</p>	<p>(4) 1 件の使用料の額が100円未満であるものは、100円とし、徴収する使用料の額に10円未満の端数が生じた場合の端数は、切り捨てる。</p> <p>2 附帯設備の使用料</p> <p>電気、冷暖房その他附帯設備を使用する場合の使用料は、この表に定めるところにより算定した額に当該附帯設備の使用に係る実費相当額を加算した額とする。</p> <p>3 <u>営利を目的とする使用に係る使用料は、この表に定めるところにより算定した額に、その額の100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>

議案参考資料

平成31年3月定例会

議第29号

宮津市消防団条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

消防団員の災害出動が増加傾向にある中、その負担及び地域防災の中核としての重要性に鑑み、また、近隣市町の消防団員への手当の状況等も踏まえて、出動手当等を改定するとともに、消防団員数の実情に応じた団員定数に見直すもの。

○非常出動手当の引上げ、訓練出動手当の引下げ

	現行	改正案
非常出動手当	2,000円	2,500円
訓練出動手当	1,800円	1,000円

○団員定数の見直し

	現行	改正案	定数比	H31.1.1実数
正規団員	450人	370人	△80人	361人
支援隊員	60人	60人	—	57人
合計	510人	430人	△80人	418人

※参考 退職報償金掛金・・・19,200円/年/人 (前年10月1日の条例上の団員定数)
 災害補償掛金・・・1,900円/年/人 (前年10月1日の条例上の団員定数)

○機械管理手当・自動車乗務手当の廃止

	現行	H31.1.1実数
機械管理手当	6,000円/年/台	32台
小型ポンプ	3,000円/年/台	21台
自動車乗務手当	400円/年/人	418人

◆施行日 平成31年4月1日

【みやびビジョンとの整合】

基本施策	—	重点戦略	—
------	---	------	---

【政策等の背景・提案までの経過】

【市民参加の状況】

平成31年1月1日現在418名の市民が消防団員として活動

【政策等の効果及び費用】

- ・非常出動手当の引上げ・・・500千円増(予算額)
- ・訓練出動手当の引下げ・・・△4,450千円(平均予算額)
- ・機械管理等手当の廃止・・・△422千円/年
- ・消防団共済掛金・・・△1,688千円/年(H32年度から)

【他の自治体の類似する政策との比較】

	福知山市	舞鶴市	綾部市	京丹後市	伊根町	与謝野町
非常出動手当	2,000	~5H:2,000	2,500	1,600	2,500	2,200
訓練出動手当	1,200	5H~:5,000	1,000	1,500	~2H:750 2H~:1,500	1,100
機械管理手当	消防車 13,100 小型ポンプ 6,600	消防車 18,000 小型ポンプ 10,800	—	—	—	—
自動車乗務手当	—	—	—	—	—	—

担当課・係

添付資料

消防防災課 消防防災係 (45-1605)

・新旧対照表

宮津市消防団条例の一部改正について

新	旧	対照表
現行		改正案
<p>第1条～第5条 (略) (任務)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>第1条～第5条 (略) (任務)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>第1条～第5条 (略) (任務)</p> <p>第6条 (略)</p>
<p>2 分団長は、分団を統轄し、当該分団の管轄区域内における消防活動を行い、団長、副団長とともに不在のときは、団長の職務を代行する。副分団長は、分団長を補佐し、分団長事故あるときはその職務を行う。</p> <p>3～5 (略) (定員)</p>	<p>2 分団長は、分団を統轄し、当該分団の管轄区域内における消防活動を行い、団長、副団長とともに不在のときは、団長の職務を代行する。副分団長は、分団長を補佐し、分団長事故あるときはその職務を行う。</p> <p>3～5 (略) (定員)</p>	<p>2 分団長は、分団を統轄し、当該分団の担当区域内における消防活動を行い、団長、副団長とともに不在のときは、団長の職務を代行する。副分団長は、分団長を補佐し、分団長事故あるときはその職務を行う。</p> <p>3～5 (略) (定員)</p>
<p>第7条 消防団員の定数は、<u>510人</u>とする。</p> <p>2 消防団員の種類ごとの定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 正規団員 <u>450人</u></p> <p>(2) 支援団員 60人</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>第7条 消防団員の定数は、<u>510人</u>とする。</p> <p>2 消防団員の種類ごとの定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 正規団員 <u>450人</u></p> <p>(2) 支援団員 60人</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>第7条 消防団員の定数は、<u>430人</u>とする。</p> <p>2 消防団員の種類ごとの定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 正規団員 <u>370人</u></p> <p>(2) 支援団員 60人</p> <p>3～4 (略)</p>
<p>第8条～第15条 (略) (報酬等)</p> <p>第16条 消防団員には、次により報酬を支給する。 (略)</p> <p>2 <u>消防団員には、次により機械管理手当及び自動車乗務手当を支給する。</u></p> <p>(1) <u>機械管理手当</u></p> <p>消防自動車 1台につき 年額 6,000円</p> <p>小型動力ポンプ 1台につき 年額 3,000円</p>	<p>第8条～第15条 (略) (報酬等)</p> <p>第16条 消防団員には、次により報酬を支給する。 (略)</p> <p>2 <u>消防団員には、次により機械管理手当及び自動車乗務手当を支給する。</u></p> <p>(1) <u>機械管理手当</u></p> <p>消防自動車 1台につき 年額 6,000円</p> <p>小型動力ポンプ 1台につき 年額 3,000円</p>	<p>第8条～第15条 (略) (報酬等)</p> <p>第16条 消防団員には、次により報酬を支給する。 (略)</p>

(2) 自動車乗務手当

本部要員 1人につき 年額 400 円

消防自動車要員 1人につき 年額 400 円

(費用弁償)

第17条 消防団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事したときは、次により費用弁償を支給する。

(1) 水火災の場合 1回につき 2,000 円

(2) 警戒の場合 1回につき 2,000 円

(3) 訓練の場合 1回につき 1,800 円

2 消防団員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

3 前項に規定する旅費の支給については、宮津市職員の旅費に関する条例(昭和29年条例第5号)を準用するものとし、同条例中「職員」とあるのは「消防団員」と、「在勤地」とあるのは「在勤地又は住所」と、「別表」とあるのは次表のように読み替えるものとする。

区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)
団長	円 2,600	円 13,100	円 2,600
その他の消防団員	円 2,200	円 11,800	円 2,200

第18条～第19条 (略)

(費用弁償)

第17条 消防団員が水火災その他の災害、警戒、訓練等の職務に従事したときは、次により費用弁償を支給する。

(1) 水火災その他の災害の場合 1回につき 2,500 円

(2) 警戒の場合 1回につき 2,500 円

(3) 訓練等の場合 1回につき 1,000 円

2 消防団員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

3 前項に規定する旅費の支給については、宮津市職員の旅費に関する条例(昭和29年条例第5号)を準用するものとし、同条例中「職員」とあるのは「消防団員」と、「在勤地」とあるのは「在勤地又は住所」と読み替えるものとする。

第18条～第19条 (略)

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案参考資料
平成31年3月定例会

議第30号	宮津市観光交流センター条例の一部改正について	区分	条例の改正
<p>【提案の概要】</p>			
<p>◆提案の趣旨・目的 浜町地区への来訪者の受入れ基盤である観光交流センター立体駐車場について、市営化となった平成26年9月から、5時間無料上限500円の料金体系で運営をしているが、維持管理経費に充当する駐車料金収入の増加を図り、財政健全化を推し進めるため、料金体系の見直しを行うもの。</p>			
<p>◆提案の概要 立体駐車場駐車料金について、5時間を超える1時間までごとの金額100円を200円に、午前0時までごとの限度額500円を1,000円に改正</p>			
<p>◆施行日 平成31年10月1日</p>			
<p>【市民参加の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 立体駐車場利用実績 <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度：156,050台 ・平成28年度：167,559台 ・平成29年度：186,825台 			
<p>【政策等の効果及び費用】</p>			
<p>料金体系の見直しに伴い、年間：約3,000千円の収入を見込む。 (平成29年度実績：1,507,100円)</p>			
<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>			
<p>【みやびビジョンとの整合】</p>			
基本施策	-	-	-
重点戦略	-	-	-
担当課・係		観光定住課 定住まちづくり係 (45-1607)	添付資料
			・新旧対照表

宮津市観光交流センター条例の一部改正について

現 行		新 旧		対 照 表		改 正 後	
別表第2 (第6条関係) 立体駐車場駐車料金				別表第2 (第6条関係) 立体駐車場駐車料金			
金額 (駐車1回1台につき)		納付方法		金額 (駐車1回1台につき)		納付方法	
5時間以内	無料	出場の際に納付するものとす	5時間以内	無料	出場の際に納付するものとす	5時間を超え1時間までごと	200円
5時間を超え1時間までごと	100円	る。	5時間を超え1時間までごと	200円	る。	とに	
午前0時までごとの限度額	500円		午前0時までごとの限度額	1,000円			
備考 午前0時を経過しての継続利用にあつては、午前0時に達した時点で出庫及び入庫があつたものとみなして、当該継続利用の駐車料金を算出する。				備考 午前0時を経過しての継続利用にあつては、午前0時に達した時点で出庫及び入庫があつたものとみなして、当該継続利用の駐車料金を算出する。			
				附 則 (施行期日)			
				1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。 (適用区分)			
				2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の駐車料金について適用し、同日前の駐車料金については、なお従前の例による。			

議案参考資料
平成31年3月定例会

議第31号

宮津市天橋立ユース・ホステル条例の廃止について

区分

条例の廃止

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的
開設以来、50年以上、青少年等に対しての健全な旅行を誘致奨励するため、低廉な料金の宿泊施設として運営してきたが、近年は様々な宿泊形態のニーズがあるなかで、それに対応可能な民間の宿泊施設も増えていることから、当初の設置目的は達成したと考え、廃止するもの。

◆提案の概要
宮津市天橋立ユース・ホステル条例の廃止

◆施行日 平成31年4月1日

《参考：施設の概要》

- 所在 宮津市字中野905番地
- 開設 昭和38年7月
- 構造 鉄筋コンクリート平屋建て
- 宿泊定員 60人
- 管理運営の推移
昭和38年～ 宮津市による運営
昭和61年～ 京都ユースホステル協会へ管理運営委託
平成18年～ 京都ユースホステル協会へ指定管理
- 近年の利用実績

	単位：人									
	20年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度				
宿泊人数	3,659	3,381	2,710	3,234	3,126	3,010				
(一般)	(2,147)	(2,003)	(1,505)	(1,830)	(1,605)	(1,583)				
(学生)	(929)	(817)	(640)	(799)	(727)	(628)				
(外国人)	(583)	(561)	(565)	(605)	(794)	(799)				

【みやびビジョンとの整合】

基本施策

重点戦略

【政策等の背景・提案までの経過】

- 平成23年2月に策定された宮津市財政健全化計画2011による行政改革の取組のなかで、施設管理の見直しとして、天橋立ユース・ホステルは「施設譲渡の検討」の方針。
- 平成27年度から29年度までの指定管理期間において、指定管理者である京都ユースホステル協会と施設譲渡について協議。
- 協議が整わなかったため、平成30年度は指定管理期間は1年間延長することと、施設の無償譲渡について継続協議。
- 平成30年度、京都ユースホステル協会と施設の無償譲渡の条件として、改修費用の負担割合を協議。しかし、10月の市財政健全化を受け、市で改修費用が負担できないと判断。

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

観光定住課 観光振興係

(45-1625)

添付資料

議案参考資料
平成31年3月定例会

議第32号

宮津市国民健康保険条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

国保制度の財政運営責任を担う京都市府から平成31年度分の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率が提示されたことを踏まえ、平成31年度の本市国保税率等の所要の改正を行うもの。

◆提案の概要

市町村標準保険料率等に基づき税率等の改定（第3条～第9条の3・第23条改正）

区分	都道府県単位化前(H29)				現行(H30)			
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	7.3%	29.0%	24,500円	21,500円	4.9%	25.0%	20,600円	14,900円
後期分	2.5%	5.4%	8,000円	5,900円	2.1%	10.4%	8,600円	6,100円
介護分	2.7%	9.3%	10,000円	7,800円	1.7%	12.4%	8,900円	4,600円
計	12.5%	43.7%	42,500円	35,200円	8.7%	47.8%	38,100円	25,300円
					-3.8%	4.1%	△ 4,400円	△ 9,900円

⇒

区分	改定案(H31)				平等割			
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	5.5%	30.4%	24,200円	17,200円				
後期分	2.1%	11.4%	9,100円	6,500円				
介護分	1.9%	14.6%	10,400円	5,500円				
計	9.5%	56.4%	43,700円	29,200円				
	0.8%	8.6%	5,600円	3,900円				

〈参考〉平均保険税額

	H29決算	H30当初	H29対比	H31当初	H30対比	H29対比
1人当たり	93,650円	76,940円	82.2%	87,155円	113.3%	93.1%
1世帯当たり	151,024円	124,074円	82.2%	137,111円	110.5%	90.8%

◆施行日 平成31年4月1日

【みやびビジョンとの整合】

基本施策 重点戦略

【政策等の背景・提案までの経過】

- H27. 5. 29 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の公布
- H29. 12月 京都府国民健康保険運営方針 策定
- H30. 4月 国保制度の都道府県単位化開始
- H31. 2月 京都府から平成31年度分の国保事業費納付金、市町村標準保険料率の本算定の結果が提示・公表
- H31. 2月 宮津市国民健康保険運営協議会において諮問・答申

〈国保制度の都道府県単位化の趣旨・概要〉

「国民皆保険の最後の砦」といわれている国民健康保険は、高齢化の進展に伴い、被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高い一方、所得水準が低く保険料負担が重いため、小規模保険者が多く、財政運営が不安定になりやすいなど、全国的にも極めて厳しい財政状況にあることを踏まえ、平成30年度から、国が財政支援を拡充した上で、都道府県が財政運営責任を担うなど中心的作用を果たす国保制度改革が実施された。

府は、国保運営方針を策定し、府内全体の必要な医療費総額を見込み、市町村ごとの年齢構成、医療費水準、所得水準を考慮した国保事業費納付金を決定して市町村から徴収する。

市町村は、府から医療給付の費用を保険給付費交付金として交付を受け、それを財源に保険給付を行うほか、府から提示された「標準保険料率」を参考に、税率を決定し、引き続き、保険料の賦課徴収や資格管理・保健事業等を担う。

【市民参加の状況】

宮津市国民健康保険運営協議会へ諮問

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係 添付資料

市民課 国保年金係（45-1616）
・新旧対照表

議第32号

宮津市国民健康保険税条例の一部改正について

現 行	新 旧 対 照 表	改 正 案
<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の4.9</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額(以下(「固定資産税額等」という。))に<u>100分の25</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>20,600円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号にお</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の5.5</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額(以下(「固定資産税額等」という。))に<u>100分の30.4</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>24,200円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号にお</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の5.5</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額(以下(「固定資産税額等」という。))に<u>100分の30.4</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>24,200円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号にお</p>

いて「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同じの世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 14,600円

(2) 特定世帯 7,300円

(3) 特定継続世帯 10,950円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.1を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額等に100分の1.4を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について8,600円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,100円

(2) 特定世帯 3,050円

いて「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同じの世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 17,200円

(2) 特定世帯 8,600円

(3) 特定継続世帯 12,900円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.1を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額等に100分の1.4を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,500円

(2) 特定世帯 3,250円

(3) 特定継続世帯 4,575円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.7を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度の固定資産税額等に100分の12.4を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について8,900円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について4,600円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次に掲げる納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が580,000円を超える場合には、580,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定

(3) 特定継続世帯 4,875円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.9を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度の固定資産税額等に100分の14.6を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について10,400円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,500円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次に掲げる納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が580,000円を超える場合には、580,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定

する世帯主を除く。) 1人について 14,420円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,220円

(イ) 特定世帯 5,110円

(ウ) 特定継続世帯 7,670円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,020円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,270円

(イ) 特定世帯 2,140円

(ウ) 特定継続世帯 3,210円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,230円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,220円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき275,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者 (前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 10,300円

する世帯主を除く。) 1人について 16,940円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,040円

(イ) 特定世帯 6,020円

(ウ) 特定継続世帯 9,030円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,370円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,550円

(イ) 特定世帯 2,280円

(ウ) 特定継続世帯 3,420円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,280円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,850円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき275,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者 (前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 12,100円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,300円

(イ) 特定世帯 3,650円

(ウ) 特定継続世帯 5,480円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,300円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,050円

(イ) 特定世帯 1,530円

(ウ) 特定継続世帯 2,290円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,450円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,300円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき500,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者 (前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,120円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,600円

(イ) 特定世帯 4,300円

(ウ) 特定継続世帯 6,450円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,550円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,250円

(イ) 特定世帯 1,630円

(ウ) 特定継続世帯 2,440円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,200円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,750円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき500,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者 (前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,840円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分

に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,920円

(イ) 特定世帯 1,460円

(ウ) 特定継続世帯 2,190円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,720円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,220円

(イ) 特定世帯 610円

(ウ) 特定継続世帯 920円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,780円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 920円

に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,440円

(イ) 特定世帯 1,720円

(ウ) 特定継続世帯 2,580円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,820円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,300円

(イ) 特定世帯 650円

(ウ) 特定継続世帯 980円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,080円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,100円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案参考資料

平成31年3月定例会

議第33号

宮津市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

条例の制定

区分

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条の2第1項の規定に基づき、宮津難波野地区地区計画区域の一部について、「第一種低層住居専用地域」から「第一種住居地域」への変更が提案され、用途地域及び地区計画を変更することとした。

これに伴い、建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物の制限を定めることにより、適正な土地利用を図り、もって適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、必要な事項を定めるもの。

◆提案の概要

1. 適用区域 宮津難波野地区地区計画区域
2. 制限規定

地区計画内の地区の種類	A地区（第一種低層住居専用地域）	B地区（第一種住居地域）
建築物の用途の制限	-	下記の建築物以外、建築してはならない。 ・第一種低層住居専用地域で建てられる建築物 ・ホテル又は旅館 ・店舗又は飲食店 ・これらに付随するもの
建築物の敷地面積の最低限度	200㎡以上としなければならない。	
建築物の壁面の位置の制限	敷地境界から1.5m以上としなければならない。	
建築物の高さの制限	-	10m以下としなければならない。
垣又は柵の構造の制限	道路側の敷地では、宅地盤面からの高さを1.6m以下としなければならない。 (0.6m後退したものと及び生垣は除く。)	

◆施行日 平成31年4月1日
※参考 都市計画法第21条の2第1項の規定に基づく提案の目的
「観光客向けの体験型宿泊施設等による地域の活性化」

【みやびビジョンとの整合】

基本施策

重点戦略

宮津市都市計画マスタープラン

【政策等の背景・提案までの経過】

平成29年12月

宮津難波野地区地区計画区域の一部について都市計画の変更案が提出される。

平成30年11月

都市計画の変更に係る住民説明会の開催

平成30年12月

都市計画案に係る公衆の縦覧の実施

平成31年1月

宮津市都市計画審議会において用途地域及び地区計画の変更を可決

【市民参加の状況】

平成29年12月

宮津難波野地区地区計画区域内の土地所有者から都市計画の変更案が提出される。

平成30年11月

都市計画の変更に係る住民説明会の開催

平成31年1月

宮津市都市計画審議会の開催

【政策等の効果及び費用】

地区計画の区域内における建築物の制限を定めることにより、地区の特性に相応しい良好な市街地を形成する。

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

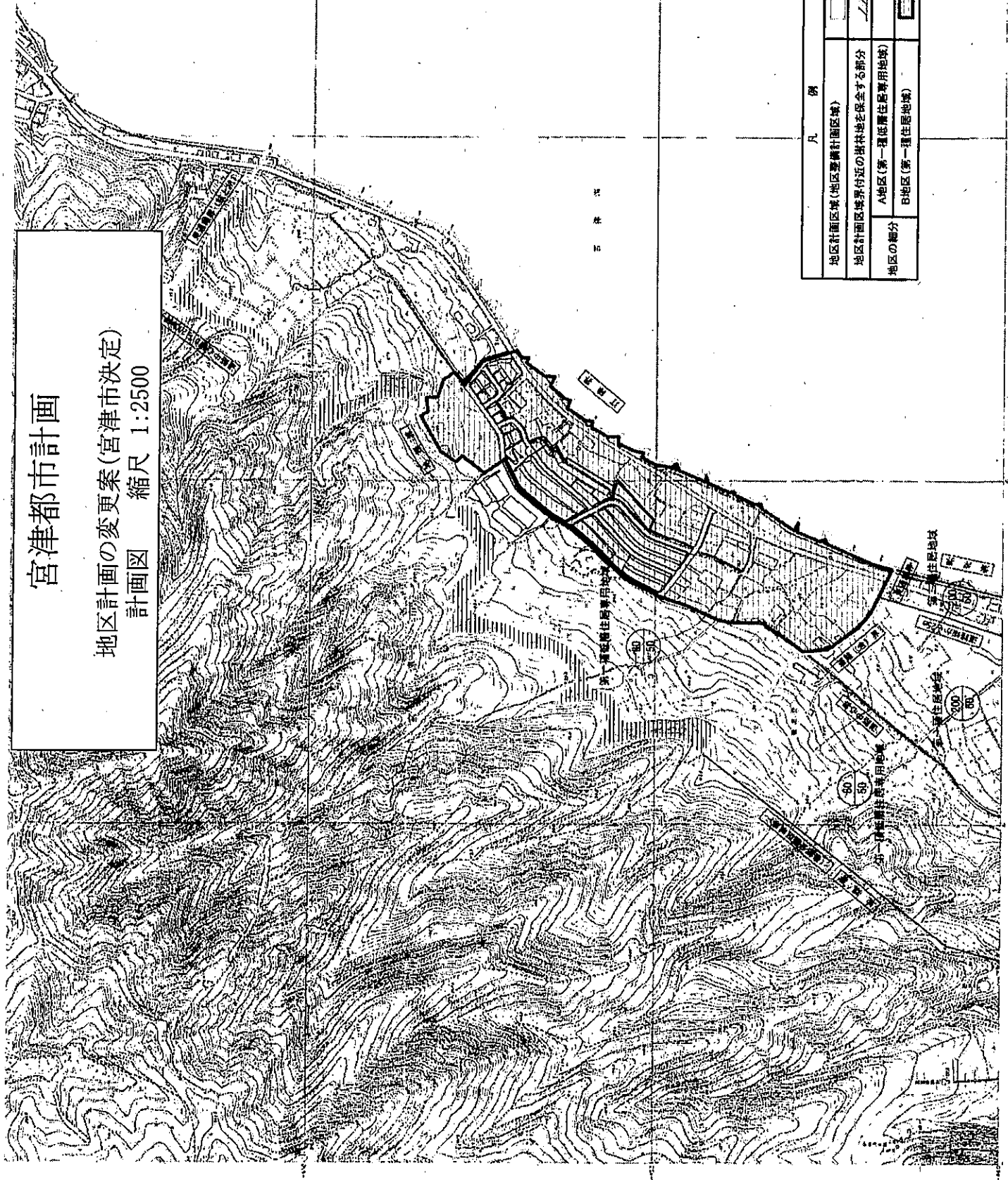
都市住宅課 まち景観係 (45-1630)

添付資料

・宮津市都市計画地区計画変更計画書(案)

宮津都市計画

地区計画の変更案(宮津市決定)
 計画図 縮尺 1:2500



凡 例	
地区計画区域(地区整備計画区域)	
地区計画区域境界付近の樹林地を保全する部分	
地区の区分	
A地区(第一種低層住居専用地区)	
B地区(第二種低層住居専用地区)	

宮津都市計画地区計画変更計画書（案）

（宮津市決定）

宮津都市計画 地区計画の変更（宮津市決定）

都市計画宮津難波野地区地区計画を次のとおり変更する。

名称		宮津難波野地区地区計画	
位置		宮津市宇江尻、難波野、犬垣、中野地内	
面積		約32ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区は、天橋立周辺地域景観計画区域内であるため、今後予想される建築行為等について、地区計画を定めることにより、天橋立への大景域での眺望景観を保全し、山並みに配慮した景観形成を誘導することを目標とする。	
	土地利用の方針	当地区では周辺景観に調和した住宅地を主体とした土地利用を図る。 また、区域内の北西側斜面の樹林地については、景観保護のため保全を図る。	
	地区施設の整備方針	区画道路及び公園の計画的な配置、整備を図る。	
	建築物等の整備方針	<p>1. A地区（第一種低層住居専用地域）</p> <p>景観計画区域が設定された天橋立周辺地域に相応しい低層住宅地として良好なまち並み景観を形成するため、建築物の形態、意匠等に配慮する。</p> <p>2. B地区（第一種住居地域）</p> <p>景観計画区域が設定された天橋立周辺地域に相応しい低層住宅地として良好なまち並み景観を形成するとともに、地域住民と観光客の交流による地域の活性化を目指し、体験型宿泊施設等の立地を図る区域として、建築物の形態、意匠等に配慮する。</p>	
地区建築物等に関する整備	地区の細区分	A地区（第一種低層住居専用地域）	B地区（第一種住居地域）
	面積	約21ha	約11ha
	建築物等の用途の制限	—	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法別表第2(イ)項に掲げる建築物</p> <p>(2) ホテル又は旅館</p> <p>(3) 店舗又は飲食店</p> <p>(4) 前各号の建築物に付随するもの。</p>

計 画	る 事 項	建築物の敷地面積の 最低限度	200㎡ ただし、現に建築物の敷地として使 用されている土地で当該規定に適合 しないもの、または、現に存する所有 権その他の権利に基づいて建築物の 敷地として使用する場合において、そ の全部を一つの敷地として使用する 場合は除外。	同左
		壁面の位置の制限	道路から1.5m、敷地境界から1. 5m	同左
		建築物等の形態若し くは意匠の制限	建築物及び広告物、看板の形態、意 匠については、天橋立周辺地域に相応 しい景観形成に配慮する。 建築物の屋根は、勾配屋根等、山並 みと調和する形態とする。 広告物、看板の位置については道路 境界線より1.0m以上後退し、高さ 5m以下かつ面積5㎡以下でなけれ ばならないものとする。	同左
		建築物の高さの制限	—	10m
		かき又はさくの構造 の制限	道路側の敷地の部分にかき又はさ く、塀等を設置する場合は、宅地地盤 面からの高さを1.6m以下としなけ ればならない。 ただし、かき又はさく、塀等が道路 側に沿って幅60cm以上後退して設 置される場合及び生けがきを設置す る場合この限りでない。又、この場合、 道路とかき又はさく、塀等の間につい ては、美観に配慮し、緑化に努める。	同左
		土地利用の制限	計画図に示す地区計画区域界付近 の樹林地を保全する。	同左

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

今回の変更は、提案者からの提案を受け、体験型宿泊施設等の観光まちづくりに資する施設を建設可能とする用途地域の変更に合わせて、景観への配慮を補完するため、地区計画を変更するものである。